

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和5年3月

東総地区広域市町村圏事務組合

目次

第1章 総論	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画対象区域	4
4. 計画期間	4
第2章 地域の概況	5
1. 事務組合の概況及び位置	5
2. 人口及び世帯数の推移	6
3. 将来人口の予測	7
4. 産業別人口	9
5. 交通	9
6. 土地利用	10
第3章 ごみ処理の現況と課題	11
第1節 ごみ処理体系	11
第2節 ごみ排出量の実績とごみの性状	16
1. ごみ排出量の実績	16
2. ごみの性状	22
第3節 資源化等の実績	26
1. 資源化の実績	26
第4節 ごみ処理の状況	28
1. 収集・運搬の状況	28
2. ごみ処理量及び処分量の実績	29
3. 中間処理の概要	30
4. 最終処分の概要	31
5. 有料化の状況	31
6. ごみ処理費用	32
第5節 ごみ排出状況の評価	34
1. 前回計画における目標値の達成状況	34
2. ごみ処理システムの評価	39

第6節	問題点と課題	43
1.	ごみの発生抑制と排出抑制	43
2.	住民・事業者・行政との協働	43
3.	資源化率の向上	43
4.	収集・運搬	43
5.	ごみ処理経費の合理化	44
6.	漂着ごみ、災害ごみの処理と今後	44
第4章	ごみ処理基本計画	45
第1節	計画の基本事項	45
1.	基本理念	45
2.	基本方針	45
3.	計画策定のプロセス	46
4.	目標達成のための3R体系	47
第2節	ごみ処理基本計画の目標	48
1.	基本的な考え方	48
第3節	ごみ排出抑制のための施策に関する事項	50
1.	施策の体系	50
2.	基本施策方針	52
3.	処理体制	60
第4節	新たなごみ減量化等の施策を実施した後のごみ量予測	61
1.	ごみ排出量の予測	61
2.	ごみ原単位の予測	63
第5節	新たなごみ減量化の施策を実施した後のごみ処理処分量と資源化率	64
1.	ごみ処理量・処分量及び資源化率の予測	64
第6節	ごみの分別区分	65
1.	生活系ごみ	65
2.	事業系ごみ	65
3.	産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）	65
第7節	ごみ処理計画	66
1.	収集・運搬計画	66
2.	中間処理計画	67
3.	最終処分量計画	67
第8節	計画のフォローアップと事後評価	68
1.	概要	68
2.	実施手順と実施時期	68

3. 実施方法	68
4. 事後評価の視点.....	68

資料編

1. 銚子市

1) ごみ処理の実績と予測（排出量）	資料-1
2) ごみ処理の実績と予測（原単位）	資料-2
3) ごみ処理の実績と予測（処理・処分量等）	資料-3

2. 旭市

1) ごみ処理の実績と予測（排出量）	資料-4
2) ごみ処理の実績と予測（原単位）	資料-5
3) ごみ処理の実績と予測（処理・処分量）	資料-6

3. 匝瑳市

1) ごみ処理の実績と予測（排出量）	資料-7
2) ごみ処理の実績と予測（原単位）	資料-8
3) ごみ処理の実績と予測（処理・処分量）	資料-9

4. 事務組合

1) ごみ処理の実績と予測（排出量）	資料-10
2) ごみ処理の実績と予測（原単位）	資料-11
3) ごみ処理の実績と予測（処理・処分量）	資料-12

第1章 総論

1. 計画策定の主旨

東総地区広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）は、銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「事務組合構成市」という。）で構成する一部事務組合であり、構成区域のごみを事務組合で計画する広域処理施設で処理することとなった。

事務組合構成市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、住民・事業者・行政の3者が一体となり、3R「リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）」の推進に向けた様々な取り組みを行ってきた。

事務組合構成市の令和3年度のごみ排出量は、平成24年度と比較すると減少しており、これは人口の減少によるものばかりでなく、近年の社会経済情勢や大量生産、大量消費を基調とする社会からの脱却を図る動きによるものと考えられるが、事務組合構成市のごみ収集費や処理費が削減されるほどの減量とはなっていない。

また、事務組合では事務組合構成市の中間処理施設（焼却施設）の老朽化が進んでいたことから、平成30年2月から施設整備を進めており、令和3年度から新しい「東総地区クリーンセンター」にてごみの処理を進めている。

国においては、循環型社会元年と位置付けられた平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われた。平成30年6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと統合的な取組として、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進や家庭系食品ロス半減に向けた国民運動等を掲げている。また、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）※に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行された。

千葉県においては、循環型社会形成に向けて、「第10次千葉県廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定しており、県が取り組むべき課題を整理している。さらに、「みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築」、「多様化する新たな課題への対応」、「県民の安全・安心の確保に向けた体制強化」の3つを基本方針とし、資源の適正な循環的利用を目指している。

このような背景から、事務組合では一般廃棄物処理に関して事務組合及び事務組合構成市の必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、循環型社会の実現を目指す。

※「持続可能な開発目標」SDGs（エスディーゼズ）とは、

地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。また、策定にあたっては、「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」（同条第3項）としている。

さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3では、「一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、定めるものとする。」としている。

以上に基づき、事務組合構成市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と整合を保ちつつ、本計画を策定するものである。

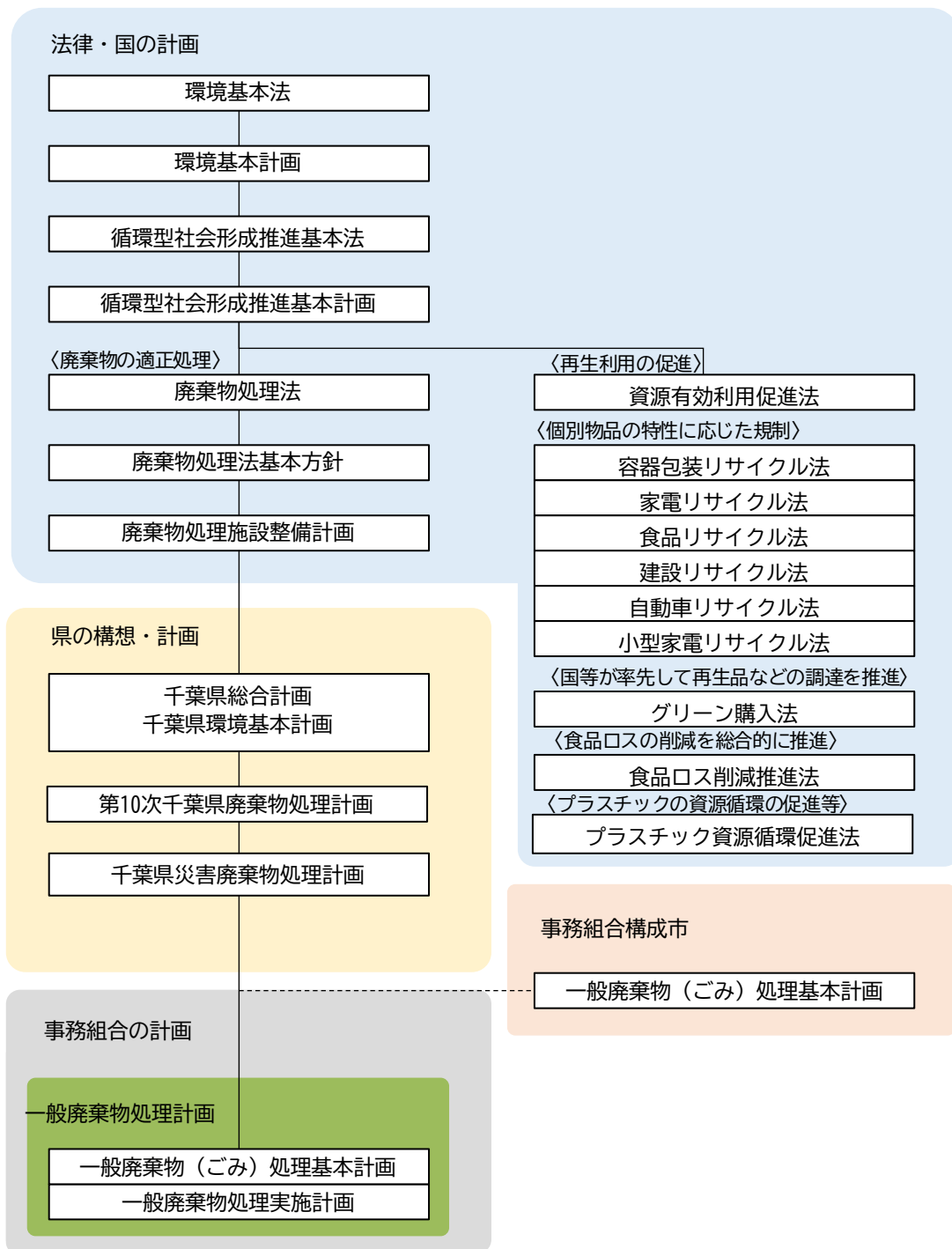


図 1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、事務組合構成区域全域とする。

4. 計画期間

ごみ処理基本計画策定指針では、計画目標年度は計画策定時より10～15年程度とされている。

したがって、本計画では令和5年度を初年度とし、15年後の令和19年度を目標年度とする。

なお、計画はおおむね5年ごとに、また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律の整備、施設整備事業の進捗状況等、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとされている。



図 1-2 計画期間

第2章 地域の概況

1. 事務組合の概況及び位置

東総地域は千葉県の東端部に位置し、東京からおおむね 100km 圏内に、また、県都千葉市からおおむね 70km 圏内に位置している。

東総地域の形状は東西に長い台形であり、北東は利根川を隔てて茨城県に相對し、北は香取郡市、西は山武郡に接し、南は広大な砂丘の九十九里海岸と断崖絶壁をなす屏風ヶ浦、東は太平洋に突出した半島で形成されている。

また、東総地域は、平均気温が全国平均に比べ高く、雨量では関東各地の平均を上回っている海洋性の気象で、冬暖かく夏涼しい恵まれた気象条件下にあり、自然景観や農海産物に恵まれた魅力のある地域となっている。



位置		総面積
東経	北緯	k m ²
東経 140 度 74 分	北緯 35 度 76 分	316.17

(出典：事務組合ホームページ等)

図 2-1 千葉県における事務組合の位置

2. 人口及び世帯数の推移

過去 10 年間の事務組合構成区域の人口及び世帯数の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示す。

事務組合構成区域の人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にあるため、1 世帯あたりの人口は減少しつつある。

表 2-1 人口及び世帯数の推移（各年度 3 月 31 日人口）

年度		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事務組合	人口合計	人	177,109	174,786	172,803	170,468	168,225	165,607	163,124	160,790	158,347	155,422
	世帯数合計	世帯	67,336	67,363	67,545	67,660	67,727	67,895	67,981	68,218	68,488	68,159
	1世帯当たりの人口	人/世帯	2.63	2.59	2.56	2.52	2.48	2.44	2.40	2.36	2.31	2.28
銚子市	人口合計	人	68,930	67,566	66,413	64,990	63,857	62,482	61,148	59,920	58,614	56,998
	世帯数合計	世帯	28,113	27,936	27,800	27,586	27,496	27,422	27,281	27,247	27,133	26,706
	1世帯当たりの人口	人/世帯	2.45	2.42	2.39	2.36	2.32	2.28	2.24	2.20	2.16	2.13
旭市	人口合計	人	68,725	68,241	67,819	67,415	66,844	66,156	65,510	64,989	64,384	63,728
	世帯数合計	世帯	24,854	25,014	25,307	25,590	25,763	25,947	26,135	26,329	26,623	26,734
	1世帯当たりの人口	人/世帯	2.77	2.73	2.68	2.63	2.59	2.55	2.51	2.47	2.42	2.38
匝瑳市	人口合計	人	39,454	38,979	38,571	38,063	37,524	36,969	36,466	35,881	35,349	34,696
	世帯数合計	世帯	14,369	14,413	14,438	14,484	14,468	14,526	14,565	14,642	14,732	14,719
	1世帯当たりの人口	人/世帯	2.75	2.70	2.67	2.63	2.59	2.55	2.50	2.45	2.40	2.36

出典：各市住民基本台帳人口（各年度 3 月 31 日時点）

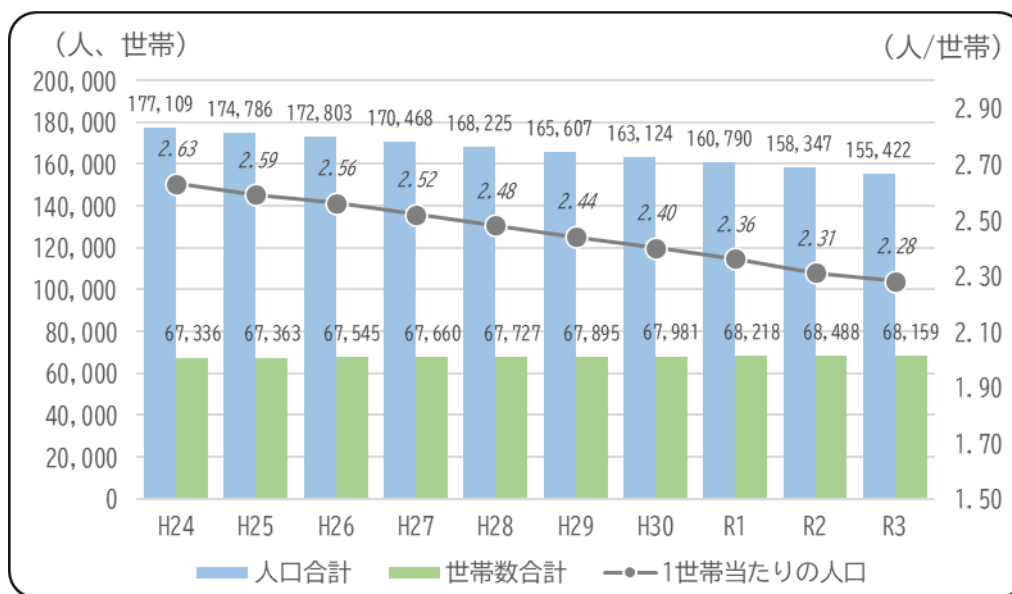


図 2-2 人口及び世帯数の推移（各年度 3 月 31 日人口）

3. 将来人口の予測

事務組合構成市の将来人口は、人口ビジョンを採用した。その結果を表 2-2 及び図 2-3 に示す。

表 2-2 事務組合構成市の将来人口予測結果

		銚子市	旭市	匝瑳市	事務組合
実績	H24	68,930	68,725	39,454	177,109
	H25	67,566	68,241	38,979	174,786
	H26	66,413	67,819	38,571	172,803
	H27	64,990	67,415	38,063	170,468
	H28	63,857	66,844	37,524	168,225
	H29	62,482	66,156	36,969	165,607
	H30	61,148	65,510	36,466	163,124
	R1	59,920	64,989	35,881	160,790
	R2	58,614	64,384	35,349	158,347
	R3	56,998	63,728	34,696	155,422
人口ビジョン	R4	56,509	63,508	34,398	154,415
	R5	56,020	63,287	34,100	153,407
	R6	55,531	63,067	33,802	152,400
	R7	55,042	62,847	33,504	151,393
	R8	54,106	62,455	33,145	149,706
	R9	53,170	62,063	32,785	148,018
	R10	52,234	61,671	32,426	146,331
	R11	51,298	61,279	32,066	144,643
	R12	50,362	60,887	31,707	142,956
	R13	49,459	60,452	31,363	141,274
	R14	48,556	60,018	31,020	139,594
	R15	47,652	59,583	30,676	137,911
	R16	46,749	59,149	30,333	136,231
	R17	45,846	58,714	29,989	134,549
	R18	45,306	58,222	29,640	133,168
	R19	44,765	57,730	29,292	131,787

出典：各市人口ビジョン

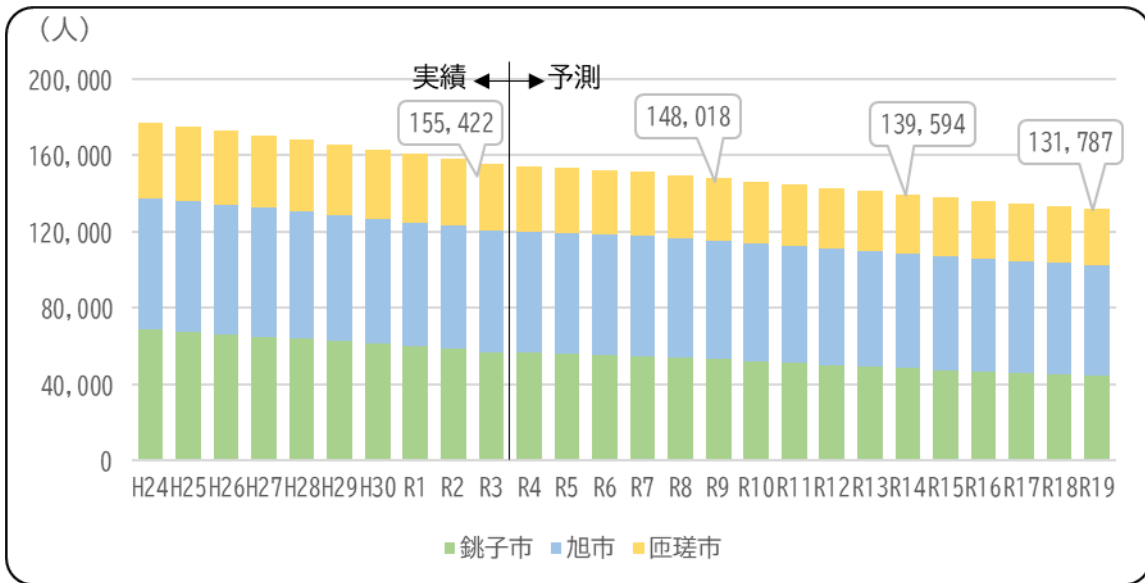


図 2-3 事務組合構成市の将来人口予測結果

計画目標年度の人口は次のとおりとし、計画収集人口も同様の人口とする。

令和 19 年度（計画目標年度） 131,787 人

4. 産業別人口

直近データである令和 28 年における事務組合構成市別の産業別就業人口を表 2-3 及び図 2-4 に示す。

産業別では、第三次産業が最も多く約 69%を占め、次いで第二次産業は約 28%、第一次産業は約 3%である。

表 2-3 産業別就業人口（令和 28 年）

産業分類	組合圏域	銚子市	旭市	匝瑳市
第一次産業	2,070	391	1,231	448
第二次産業	17,451	7,032	6,581	3,838
第三次産業	43,724	18,546	17,259	7,919
合計	63,245	25,969	25,071	12,205

出典：銚子市統計書 令和3年度版、統計あさひ 令和3年度版、統計そうさ 令和3年度版

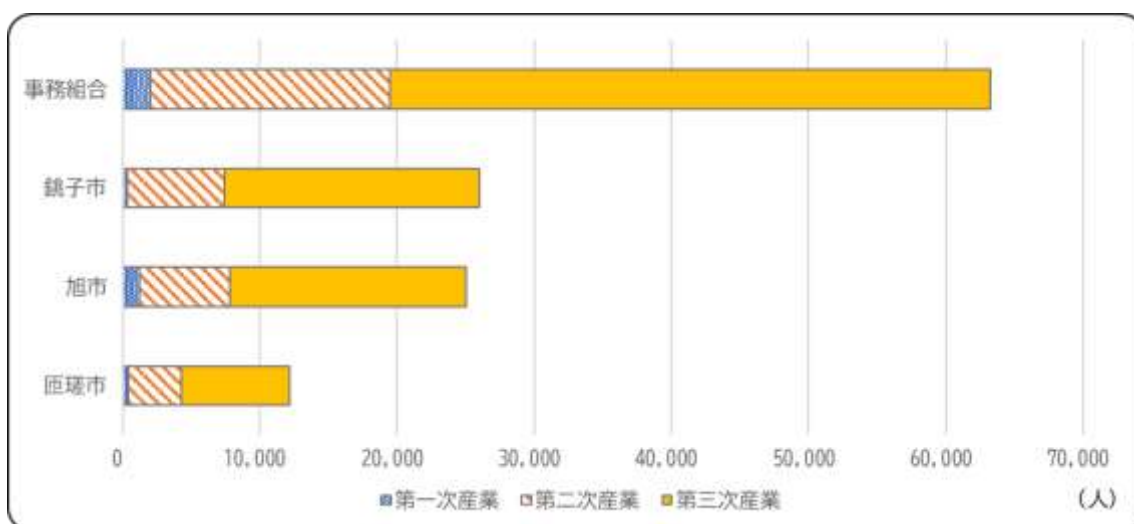


図 2-4 産業別就業人口（平成 28 年）

5. 交通

交通体系としては、道路は、国道 126 号線が JR 総武本線とほぼ平行に走っているほか、国道 296 号線が事務組合構成区域西部から成田国際空港付近を経て、船橋方面に向かって通じており、その他、国道 124 号線、国道 356 号線が構成区域内を通っている。鉄道は、JR 総武本線が構成区域の中央部を横断し、東京方面へと通じ、JR 成田線が構成区域東部から成田方面へと通じている。

6. 土地利用

事務組合構成区域の令和3年度の土地利用状況を表2-4、図2-5に示す。

表2-4 土地利用状況（令和3年度）

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
事務組合	31,617	8,557	7,115	4,253	16	3,258	220	1,329	6,870
銚子市	8,420	899	2,042	1,325	6	1,124	56	360	2,608
旭市	13,045	4,158	2,958	1,871	4	1,159	56	613	2,226
匝瑳市	10,152	3,500	2,115	1,057	6	975	108	356	2,036

(単位：ha)

出典：銚子市統計書 令和3年度版、統計あさひ 令和3年度版、統計そうさ 令和3年度版

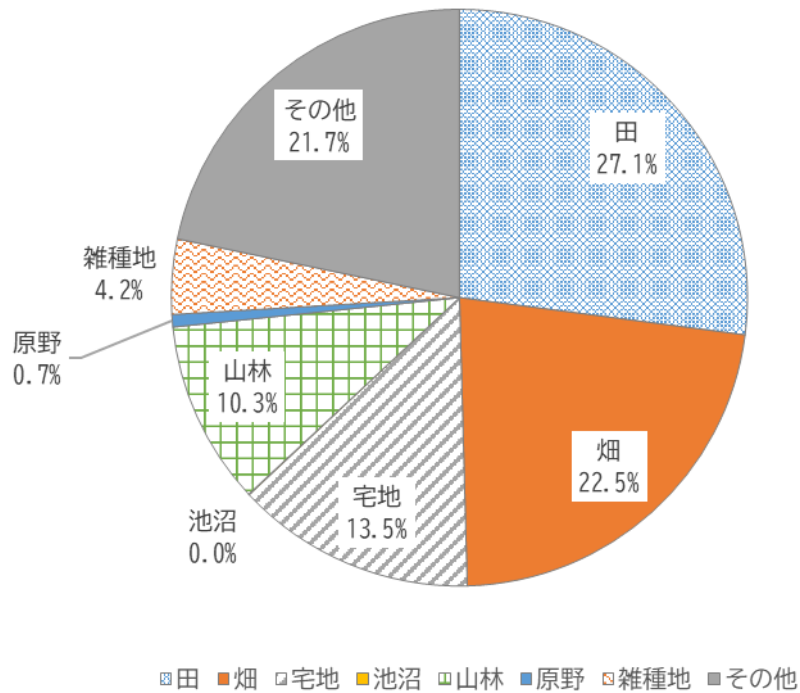


図2-5 土地利用状況（令和3年度）

第3章 ごみ処理の現況と課題

本章では、事務組合構成区域のごみ処理の現況を解析し、今後の課題を抽出する。

第1節 ごみ処理体系

事務組合では、令和2年度まで事務組合構成市別に分別の種類が異なっており、その状況を表3-1-1に示す。また、令和3年度以降は処理を統一しており、その状況を表3-1-2に示す。

また、それに伴い、令和2年度までと令和3年度からの処理フローも異なることからそれぞれの処理フローを示す。

表3-1-1 事務組合構成市の分別区分（令和2年度まで）

銚子市		旭市		匝瑳市	
可燃ごみ		可燃ごみ		可燃ごみ	
不燃ごみ		不燃ごみ		不燃ごみ	
粗大ごみ		粗大ごみ		粗大ごみ	
資源ごみ	カン	資源ごみ	カン	資源ごみ	缶類
	ビン		ビン		ビン類
	ペットボトル		ペットボトル		ペットボトル
	プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装
	新聞・雑誌・ダンボール		紙・布類		金属類
	紙製容器包装	ガラス類			
	牛乳パック等	衣類			
	白色トレイ		紙類		

表 3-1-2 事務組合構成市の分別区分（令和 3 年度以降）

事務組合	
生ごみ、紙くず、プラスチック等	普通ごみ
プラスチック製容器包装	
白色トレイ	
ガラス類	
ビン	資源ごみ
カン	
ペットボトル	
紙製容器包装	
古紙	
飲料用パック	
布類	
衣類	
金属	
使用済み小型家電	
家具（タンス、ソファ等）等	粗大ごみ
蛍光管、乾電池等	有害ごみ

1) 銚子市のごみ処理フロー

令和2年度までの銚子市のごみ処理フローを図3-1-1に、令和3年度以降の銚子市のごみ処理フローを図3-1-2に示す。

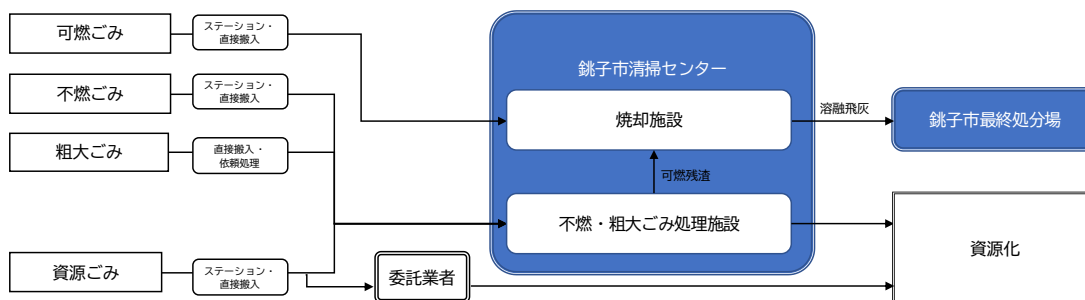


図 3-1-1 銚子市のごみ処理フロー（令和2年度まで）

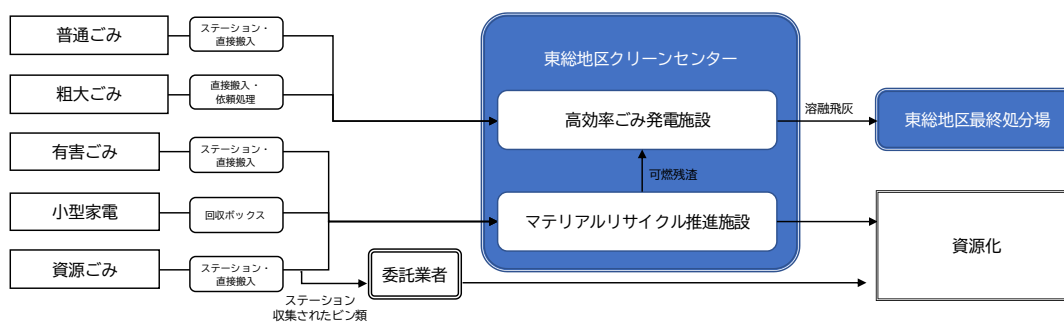


図 3-1-2 銚子市のごみ処理フロー（令和3年度以降）

2) 旭市のごみ処理フロー

令和2年度までの旭市のごみ処理フローを図3-1-3に、令和3年度以降の旭市のごみ処理フローを図3-1-4に示す。

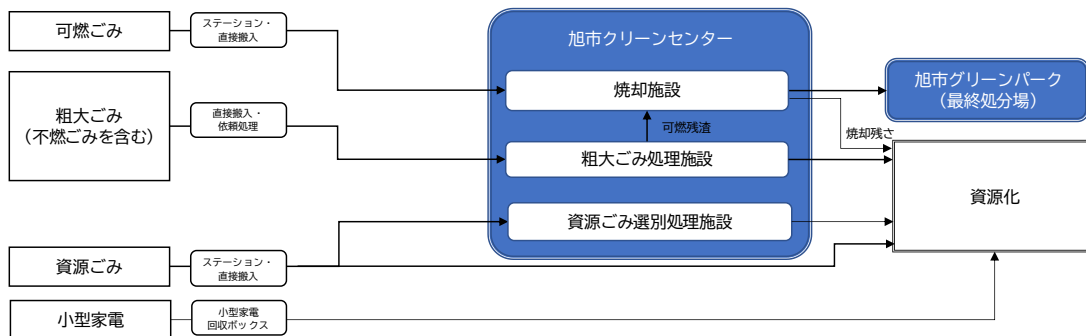


図3-1-3 旭市のごみ処理フロー（令和2年度まで）

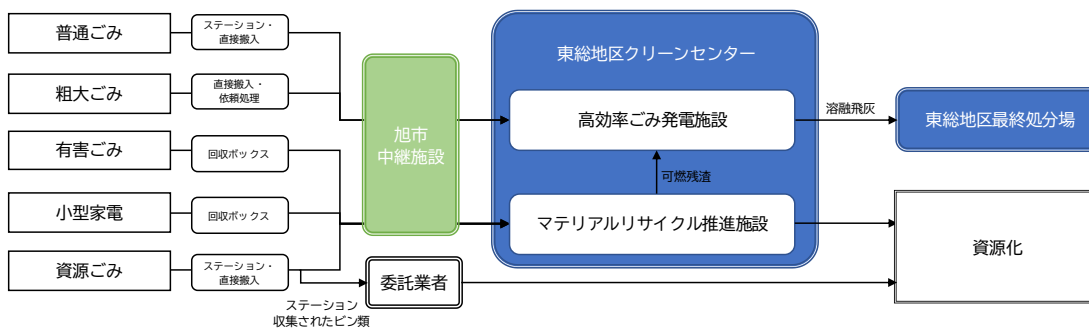


図3-1-4 旭市のごみ処理フロー（令和3年度以降）

3) 匝瑳市のごみ処理フロー

令和2年度までの匝瑳市のごみ処理フローを図3-1-5に、令和3年度以降の匝瑳市のごみ処理フローを図3-1-6に示す。

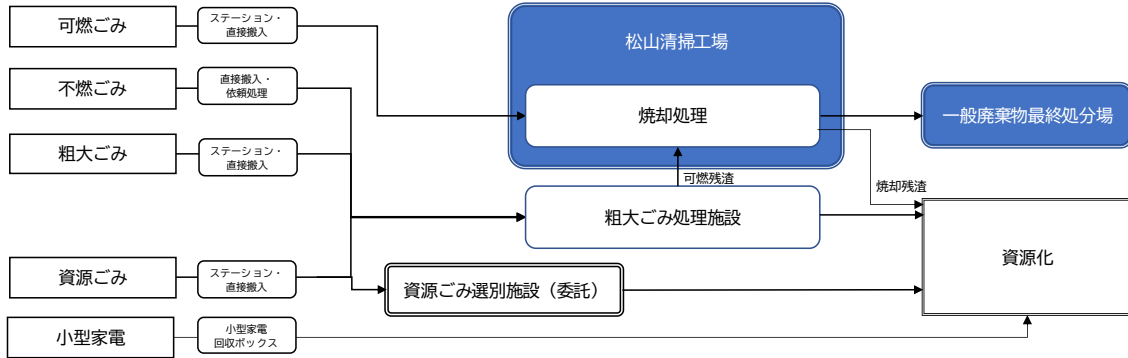


図3-1-5 匝瑳市のごみ処理フロー（令和2年度まで）

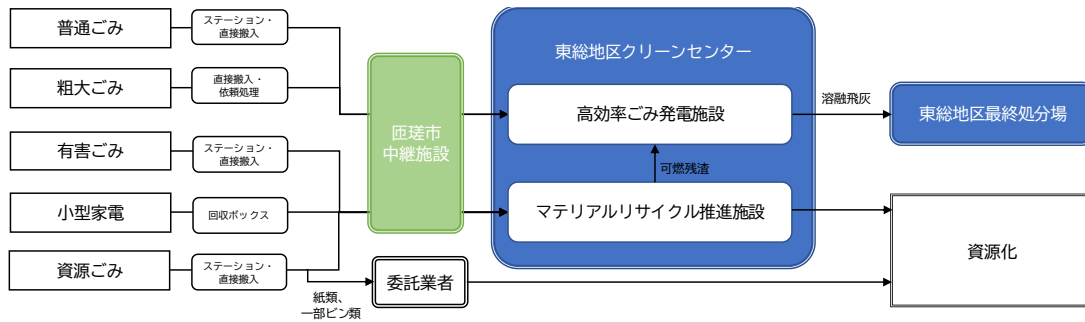


図3-1-6 匝瑳市のごみ処理フロー（令和3年度以降）

第2節 ごみ排出量の実績とごみの性状

事務組合構成区域の種類別ごみ排出量はどの程度であったか、また可燃ごみの性状は、どのような性質であったかを述べる。

1. ごみ排出量の実績

(用語の定義と計算数値について)

【原単位】 1人1日当たり排出するごみの量を表す単位 (g/人・日) (年度末人口)

【排出量】 年間の収集ごみ (生活系+事業系) + 直接搬入ごみの合計

【総排出量】 排出量に集団回収量を加えたごみの量

※計算数値について：本節以後のすべてのごみ量、原単位等の計算結果は、四捨五入の関係で、最終桁の数値が、表や図により若干異なる場合がある。

1) ごみ排出量の実績

事務組合構成区域における、過去10年間のごみ排出量実績を表3-2-1に示す。また、生活系ごみと事業系ごみ及び集団回収の排出実績を図3-2-1に示す。

- ①ごみ排出量は、減少傾向である。
- ②令和3年度 of 排出量のうち、約65%を生活系ごみが占める。
- ③生活系可燃ごみは平成29年度以降増加傾向にあるが、10年間を通してみると減少している。
- ④集団回収は、大幅に減少している。

表3-2-1 過去10年間のごみ排出量の実績

(単位：t/年)

		H24	H25	H26	H27	H28
生活系	可燃ごみ	34,449	33,635	34,140	31,884	31,359
	不燃ごみ	2,587	2,583	2,329	2,443	2,442
	粗大ごみ	1,566	1,704	1,465	1,386	1,366
	資源ごみ	6,573	6,540	6,210	5,892	5,573
	その他	308	77	77	64	105
	小計	45,483	44,539	44,221	41,669	40,845
事業系	可燃ごみ	21,224	21,296	19,478	18,527	18,004
	不燃ごみ	948	958	929	994	952
	粗大ごみ	452	484	339	298	290
	資源ごみ	456	400	321	272	210
	その他	0	0	0	0	0
	小計	23,080	23,138	21,067	20,091	19,456
排出量		68,563	68,474	65,290	61,760	60,301
集団回収		1,161	904	852	360	341
総排出量		69,724	68,581	66,140	62,120	60,642

		H29	H30	R1	R2	R3
生活系	可燃ごみ	29,880	29,363	30,456	31,311	31,297
	不燃ごみ	2,904	2,519	2,127	2,289	0
	粗大ごみ	1,584	1,680	1,918	2,276	1,841
	資源ごみ	5,493	5,470	5,464	6,010	4,937
	その他	125	324	1,966	1,122	196
	小計	39,986	39,356	41,931	43,008	38,271
事業系	可燃ごみ	17,247	16,568	17,149	16,397	18,111
	不燃ごみ	1,019	845	560	464	0
	粗大ごみ	411	498	586	618	548
	資源ごみ	327	357	302	333	78
	その他	16	0	0	0	2,069
	小計	19,020	18,268	18,597	17,812	20,806
排出量		59,006	57,624	60,528	60,820	59,077
集団回収		343	359	331	228	245
総排出量		59,349	57,983	60,859	61,048	59,322

出典：各市一般廃棄物処理実態調査（環境省）

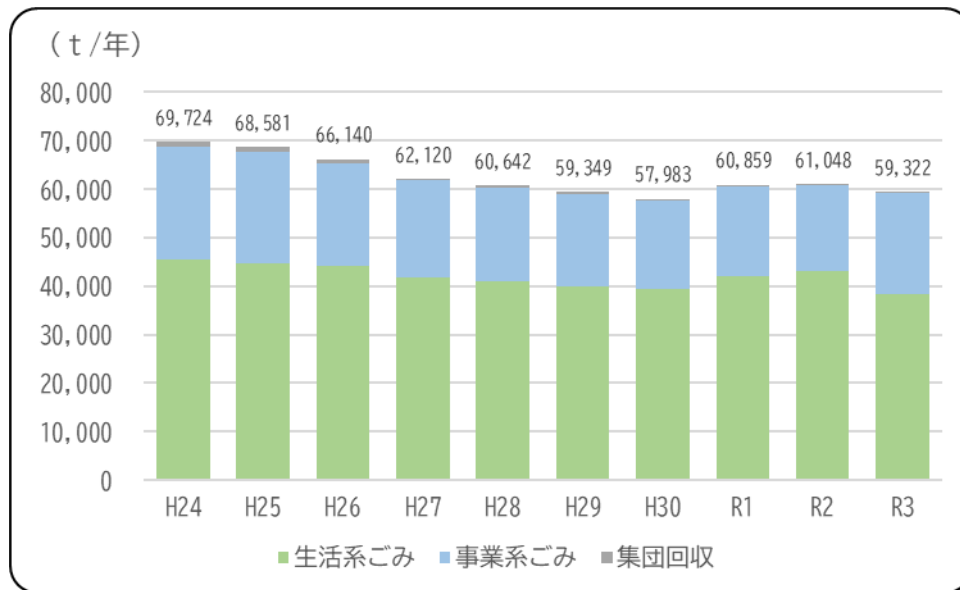


図 3-2-1 生活系ごみ、事業系ごみ及び集団回収の実績

2) ごみの種類別排出量の実績（集団回収を除く）

事務組合構成区域における、過去 10 年間のごみの種類別排出量実績を図 3-2-2 に示す。

①令和 3 年度のごみ排出量は、ごみ排出量の約 83% を占める。可燃ごみは減少傾向である。

②不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは減少している。

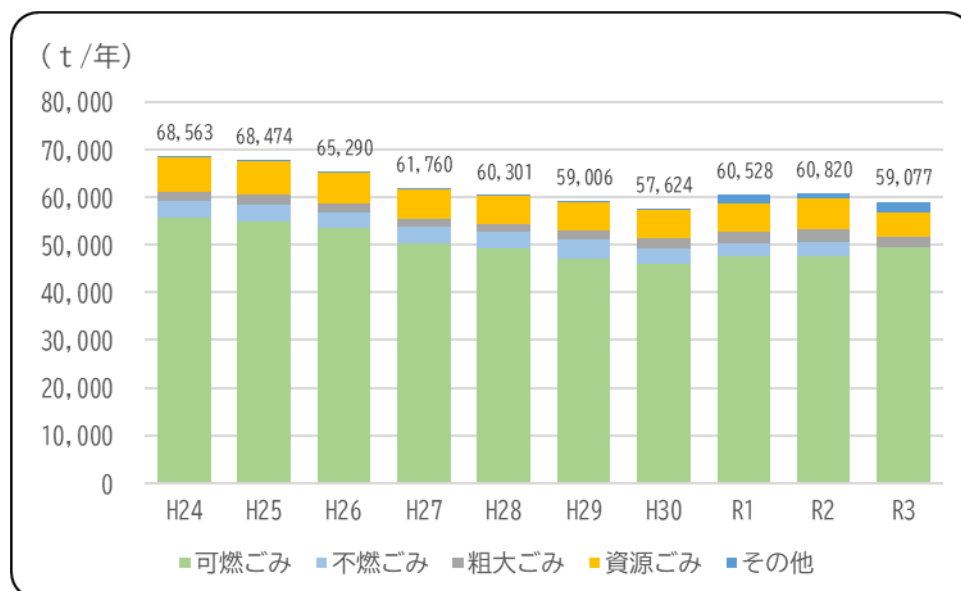


図 3-2-2 種類別ごみ排出量の実績

3) ごみの排出量原単位実績 (1人1日当たり排出量)

事務組合構成区域における、過去10年間のごみ排出量原単位の実績を表3-2-2及び図3-2-3に示す。

- ①ごみの排出原単位は平成29年度以降、増加傾向であり、千葉県原単位より高い。
- ②生活系ごみは、粗大ごみ、資源ごみが減少しているが、可燃ごみ、不燃ごみ、その他ごみは増加している。
- ③事業系ごみは可燃ごみが特に増加している。

表 3-2-2 ごみ排出量原単位実績

(単位：g/人・日)

		H24	H25	H26	H27	H28
生活系	可燃ごみ	532.90	527.22	541.28	511.03	510.72
	不燃ごみ	40.02	40.49	36.93	39.16	39.77
	粗大ごみ	24.23	26.71	23.23	22.21	22.25
	資源ごみ	101.68	102.51	98.46	94.43	90.76
	その他	4.77	1.20	1.22	1.03	1.71
	小計	703.60	698.13	701.12	667.86	665.21
事業系	可燃ごみ	328.32	333.81	308.81	296.95	293.21
	不燃ごみ	14.66	15.01	14.73	15.93	15.50
	粗大ごみ	6.99	7.59	5.37	4.78	4.72
	資源ごみ	7.06	6.27	5.09	4.36	3.42
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	357.03	362.68	334.00	322.02	316.85
排出量		1,060.63	1,060.81	1,035.12	989.88	982.06
集団回収		17.96	14.17	13.51	5.76	5.56
総排出量		1,078.59	1,074.98	1,048.63	995.64	987.62
千葉県原単位		960	956	936	925	956
全国原単位		964	958	947	936	925

		H29	H30	R1	R2	R3
生活系	可燃ごみ	494.32	493.16	517.53	541.74	551.69
	不燃ごみ	48.04	42.31	36.15	39.60	0.00
	粗大ごみ	26.21	28.22	32.59	39.38	32.45
	資源ごみ	90.88	91.87	92.84	103.99	87.03
	その他	2.07	5.45	33.40	19.42	3.45
	小計	661.52	661.01	712.51	744.13	674.62
事業系	可燃ごみ	285.33	278.27	291.40	283.70	319.26
	不燃ごみ	16.86	14.19	9.52	8.03	0.00
	粗大ごみ	6.80	8.36	9.96	10.69	9.66
	資源ごみ	5.41	6.00	5.13	5.76	1.37
	その他	0.26	0.00	0.00	0.00	36.47
	小計	314.66	306.82	316.01	308.18	366.76
排出量		976.18	967.83	1,028.52	1,052.31	1,041.38
集団回収		5.67	6.04	5.62	3.94	4.32
総排出量		981.85	973.87	1,034.14	1,056.25	1,045.70
千葉県原単位		903	897	905	894	—
全国原単位		920	919	918	901	—

※原単位 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 10⁶

出典：一般廃棄物処理実態調査（千葉県、全国）

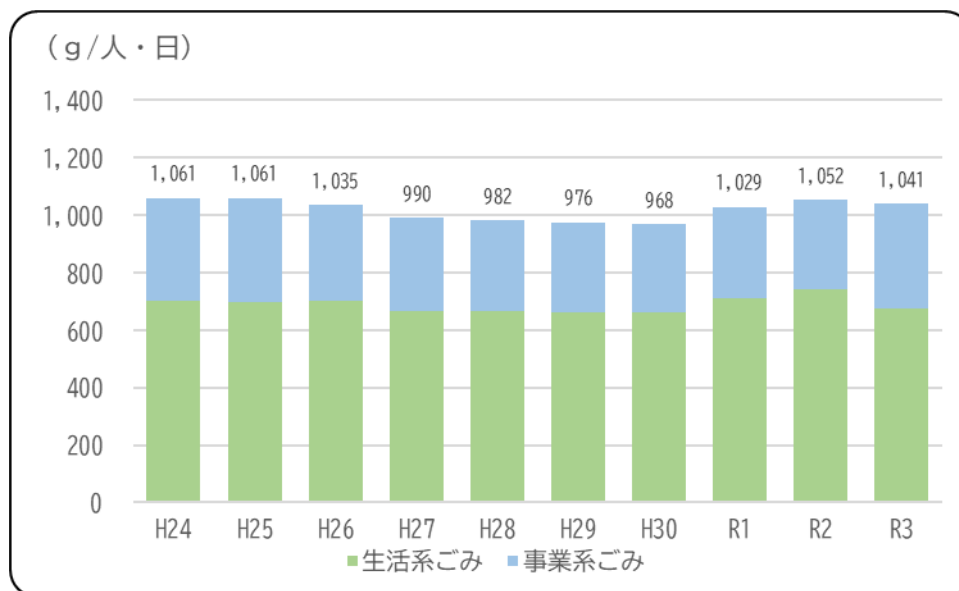


図 3-2-3 ごみ排出量原単位の実績

4) 事務組合構成市別原単位実績

事務組合構成市別の原単位実績を、表 3-2-3、図 3-2-4 に示す。

表 3-2-3 事務組合構成市別ごみ排出量原単位実績

(単位：g/人・日)

	H24	H25	H26	H27	H28
銚子市	1,375.21	1,353.58	1,302.77	1,161.02	1,112.83
旭市	965.03	978.44	969.35	972.33	990.32
匝瑳市	758.07	759.08	748.51	764.68	767.82
事務組合	1,078.59	1,074.98	1,048.63	995.64	987.62
千葉県	960	956	936	925	956
全国	964	958	947	936	925

	H29	H30	R1	R2	R3
銚子市	1,085.29	1,068.80	1,093.28	1,110.29	1,210.79
旭市	992.34	995.64	1,154.71	1,210.85	1,028.77
匝瑳市	786.45	773.69	728.47	684.29	804.70
事務組合	981.85	973.87	1,034.14	1,056.25	1,045.70
千葉県	903	897	905	894	—
全国	920	919	918	901	—

出典：一般廃棄物処理実態調査（千葉県、全国）

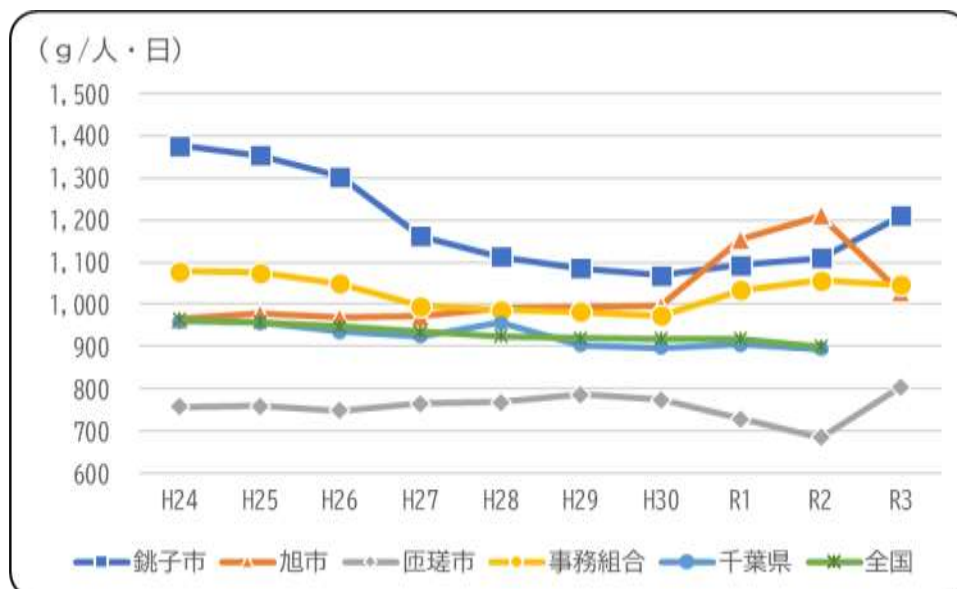


図 3-2-4 事務組合構成市別ごみ排出量原単位実績

2. ごみの性状

事務組合では、令和3年度から毎月ごみ質調査を行っており、調査結果は、1) のとおりである。

また、事務組合構成市では、令和2年度以前は各市でごみ質調査を年4回行っており、調査結果は2)～4) のとおりである。

1) 事務組合

事務組合では、令和3年度から東総地区クリーンセンターが稼働しており、事務組合構成市のごみ処理を行っている。

令和3年度のごみ質調査結果を表3-2-4、図3-2-5に示す。

表3-2-4 事務組合におけるごみ質調査結果

単位：％

項目		月	令和3年度					
			4	5	6	7	8	9
組成	紙、布類		56.1	67.2	61.2	54.5	43.9	59.4
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類		35.1	12.5	25.2	16.5	39.3	24.0
	木、竹、わら類		4.6	13.0	10.5	23.5	14.2	12.0
	厨芥類		2.3	0.5	0.4	3.4	2.4	3.2
	不燃物		1.1	2.4	2.0	0.2	0.0	0.0
	その他		1.0	4.4	0.8	2.0	0.2	1.5
三成分	水分		43.2	39.7	43.0	51.2	44.0	49.3
	可燃分		52.8	53.0	51.6	44.9	51.6	46.6
	灰分		3.9	7.3	5.4	3.9	4.4	4.1
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値		12,130	10,750	11,380	8,960	10,470	8,310
	実測値		8,890	9,000	8,650	7,180	8,620	7,550

単位：％

項目		月	令和3年度						平均
			10	11	12	1	2	3	
組成	紙、布類		51.4	46.5	54.3	63.3	54.9	55.8	55.7
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類		32.6	20.4	17.5	20.9	18.3	22.8	23.7
	木、竹、わら類		12.2	22.1	19.4	11.5	17.8	15.2	14.7
	厨芥類		0.8	5.6	7.5	2.7	0.7	3.0	2.7
	不燃物		1.3	3.4	0.0	0.5	3.8	1.3	1.3
	その他		1.9	2.0	1.3	1.1	4.5	1.8	1.9
三成分	水分		41.2	36.5	39.2	39.4	29.7	41.8	41.5
	可燃分		52.8	55.5	55.6	56.0	61.4	52.5	52.9
	灰分		6.0	8.0	5.2	4.6	8.9	5.7	5.6
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値		12,730	12,670	10,260	11,290	12,810	11,150	11,076
	実測値		8,920	9,550	9,500	9,570	10,830	7,970	8,853

出典：事務組合調査票

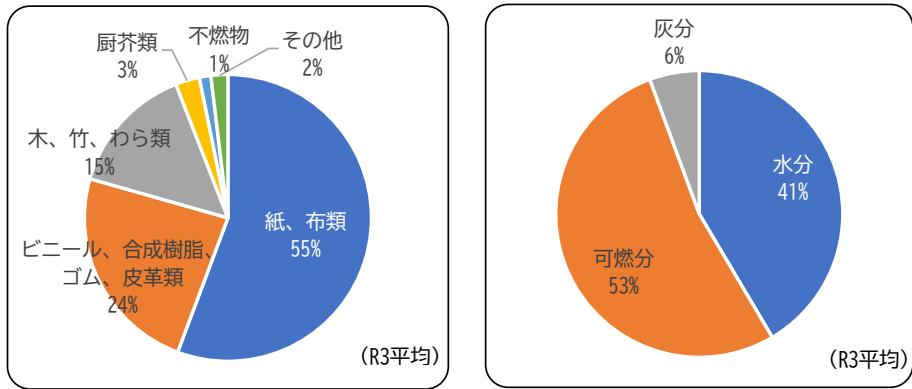


図 3-2-5 事務組合におけるごみ質調査結果

2) 鉾子市

鉾子市で行われた平成 24 年度から令和 2 年度までのごみ質調査結果を表 3-2-5、図 3-2-6 に示す。

表 3-2-5 鉾子市におけるごみ質調査結果

単位：%

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
組成	紙、布類	27.2	40.9	35.7	41.3	47.1	39.3	39.6	57.0	43.9	41.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	23.7	17.5	19.2	21.3	19.3	21.7	25.2	22.7	24.7	21.7
	木、竹、わら類	18.0	16.9	21.5	14.0	16.2	10.3	18.4	10.3	18.9	16.1
	厨芥類	19.2	19.9	12.3	10.6	10.4	19.2	13.7	7.0	9.2	13.5
	不燃物	6.6	0.6	2.8	7.1	2.0	4.1	1.1	0.9	0.6	2.9
	その他	5.3	4.2	8.5	5.7	5.0	5.4	2.0	2.1	2.7	4.5
三成分	水分	52.5	45.4	51.0	46.8	48.3	52.6	46.9	44.7	42.5	47.9
	可燃分	40.0	45.7	42.5	43.4	45.9	38.3	47.9	49.1	52.0	45.0
	灰分	7.5	8.9	6.5	9.8	5.9	9.1	5.2	6.2	5.6	7.2

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値	6,208	7,466	6,722	7,000	7,428	5,875	7,840	8,125	8,710	7,264
	実測値	7,945	7,977	7,923	8,172	8,548	7,875	9,660	10,028	10,707	8,759

出典：鉾子市調査票

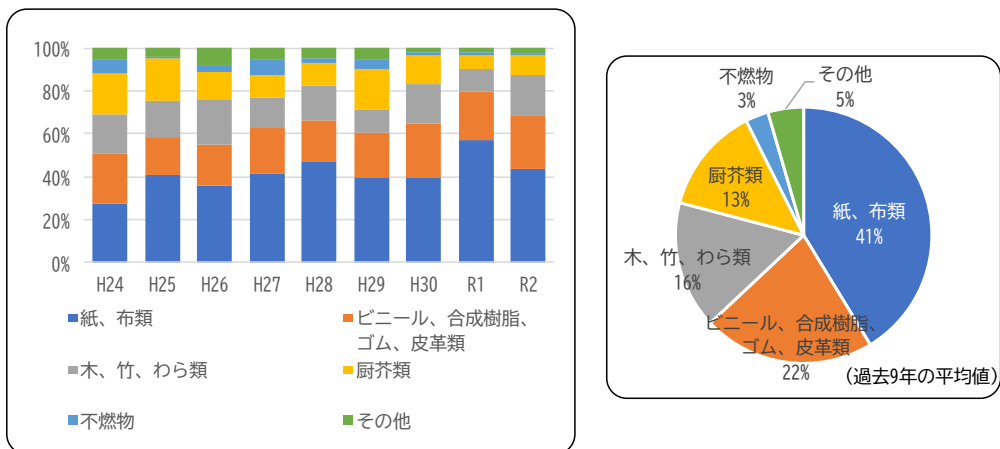


図 3-2-6 鉾子市におけるごみ質調査結果

3) 旭市

旭市で行われた平成24年度から令和2年度までのごみ質調査結果を表3-2-6、図3-2-7に示す。

表3-2-6 旭市におけるごみ質調査結果

		単位：%									
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
組成	紙、布類	34.0	37.5	38.6	38.6	51.7	42.9	46.6	44.7	42.0	41.8
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	25.8	22.9	17.4	23.6	15.9	26.4	19.3	21.1	22.6	21.7
	木、竹、わら類	9.9	14.8	18.2	11.9	12.5	11.0	3.9	4.0	3.6	10.0
	厨芥類	20.8	11.4	15.8	16.4	13.5	12.0	25.3	25.4	26.9	18.6
	不燃物	3.8	3.9	1.6	3.9	1.7	2.0	0.9	0.9	0.9	2.2
	その他	5.7	9.5	8.4	5.6	4.7	5.7	4.0	3.9	4.1	5.7
三成分	水分	55.4	52.3	49.5	52.7	48.1	49.7	39.1	37.2	37.9	46.9
	可燃分	38.4	39.9	42.1	39.6	44.4	43.2	48.9	51.1	50.9	44.3
	灰分	6.2	7.8	8.4	7.7	7.5	7.1	12.0	11.8	11.3	8.9

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値	8,807	8,651	8,846	9,026	7,160	6,890	8,230	8,683	8,630	8,325
	実測値	7,887	8,300	8,218	6,872	8,205	9,100	11,200	11,700	11,400	9,209

出典：旭市調査票

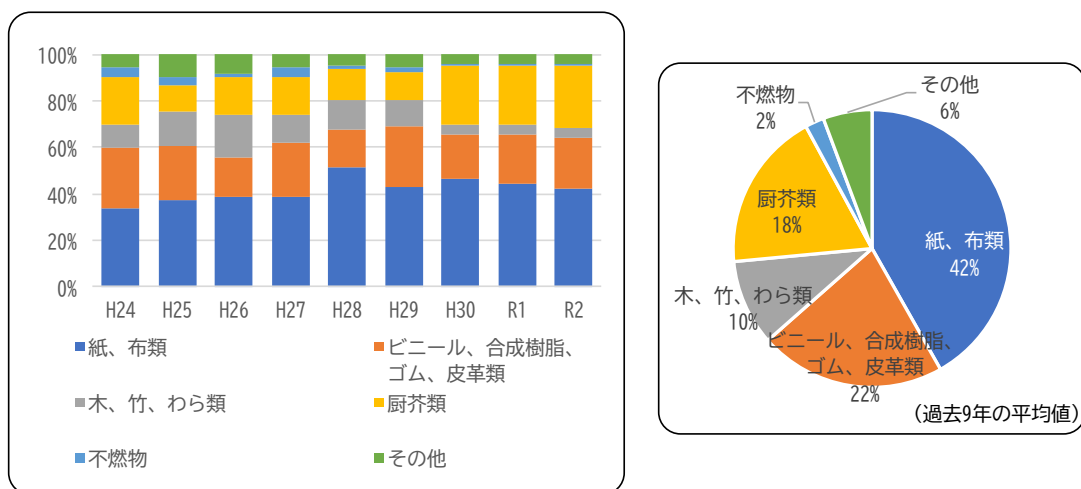


図3-2-7 旭市におけるごみ質調査結果

4) 匝瑳市

匝瑳市で行われた平成24年度から令和2年度までのごみ質調査結果を表3-2-7、図3-2-8に示す。

表3-2-7 匝瑳市におけるごみ質調査結果

単位：%

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
組成	紙、布類	27.7	36.7	36.9	39.3	43.6	38.1	32.1	44.8	54.6	39.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	27.9	24.5	31.4	29.7	25.7	23.5	21.1	27.3	25.8	26.3
	木、竹、わら類	14.0	13.5	9.3	9.8	11.0	16.2	19.5	10.3	5.0	12.1
	厨芥類	17.8	23.0	12.5	18.3	10.8	11.8	18.3	12.5	12.1	15.2
	不燃物	1.7	0.9	3.1	0.6	4.1	6.0	2.9	0.7	1.0	2.3
	その他	11.0	1.5	6.8	2.4	4.8	4.5	6.3	4.6	1.5	4.8
三成分	水分	53.3	45.7	43.3	40.6	45.2	46.9	42.3	49.8	37.2	44.9
	可燃分	40.9	44.8	49.5	53.9	44.9	42.0	44.8	44.0	56.2	46.8
	灰分	5.9	9.5	7.2	5.5	9.9	11.1	13.0	6.3	6.6	8.3

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
低位発熱量 (KJ/kg)	計算値	2,320	1,743	1,969	2,183	1,743	1,608	1,758	1,683	2,310	1,924
	実測値	2,171	2,120	2,265	2,415	2,115	2,138	2,298	2,013	2,545	2,231

出典：匝瑳市調査票

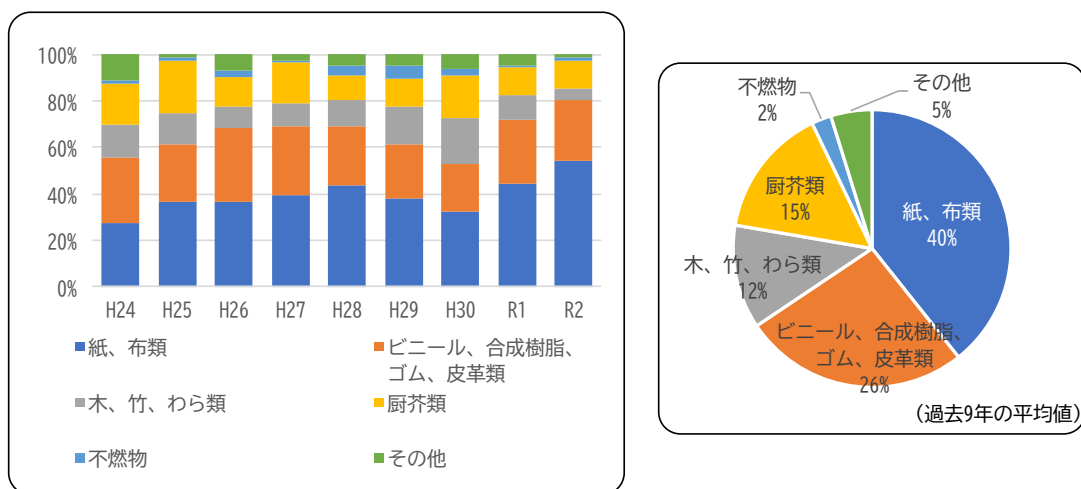


図3-2-8 匝瑳市におけるごみ質調査結果

第3節 資源化等の実績

事務組合構成区域での資源化の実績は、どの程度であったかを述べる。

1. 資源化の実績

事務組合構成区域の資源化量及び資源化率実績を、表 3-3-1 及び図 3-3-1 に示す。

- ①資源化量は減少傾向であったが、令和3年度から東総地区クリーンセンターでの資源化量が大幅に増加したため、資源化率が向上した。
- ②環境省のデータによると、令和2年度の千葉県の資源化率は22.0%、全国平均は20.0%であったため、事務組合の資源化率は12.2%と低いが、令和3年度では4.6%向上し、16.8%となった。
- ③直接資源化量では紙類が最も多く、施設資源化量では令和3年度に熔融スラグが大幅に増加し、資源化量全体の50.0%を占めている。

表 3-3-1 資源化量及び資源化率の実績

(単位：t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源化量	9,096	8,652	8,324	7,947	7,668
紙類	2,891	2,777	2,558	2,398	2,259
紙パック	6	5	4	4	4
紙製容器包装	123	107	85	83	81
金属類	1,792	1,663	1,604	1,398	1,446
スチール缶	363	329	297	195	249
アルミ缶	160	255	159	215	160
熔融メタル	—	—	—	—	—
その他金属	548	383	483	459	458
ペットボトル	459	449	408	387	387
白色トレイ	1	1	0	0	0
容器包装プラスチック	541	552	549	558	551
布類	244	288	294	242	205
ガラス	1,450	1,358	1,263	1,256	1,112
肥料	0	0	0	0	0
熔融スラグ	852	838	866	952	947
セメント原料	632	587	609	572	572
その他	105	27	84	97	104
集団回収量	1,161	902	851	360	341
資源化量合計	10,257	9,393	8,967	8,152	7,924
資源化率	15.1%	13.5%	13.6%	13.1%	13.1%

	H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	7,399	7,508	6,959	6,930	9,743
紙類	2,175	2,144	2,159	2,288	1,904
紙パック	3	3	4	3	0
紙製容器包装	89	80	92	62	0
金属類	1,410	1,395	1,433	1,485	1,393
スチール缶	246	232	228	212	225
アルミ缶	150	141	146	150	204
溶融メタル	—	—	—	—	671
その他金属	498	402	510	531	293
ペットボトル	372	359	351	343	385
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	533	452	161	145	0
布類	206	200	178	88	274
ガラス	1,031	991	954	917	634
肥料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	874	976	0	0	5,153
セメント原料	588	516	1,468	1,457	0
その他	118	392	159	142	0
集団回収量	343	359	331	228	245
資源化量合計	7,742	7,867	7,290	7,158	9,988
資源化率	13.5%	14.0%	12.4%	12.2%	16.8%

出典：各市一般廃棄物処理実態調査（環境省）

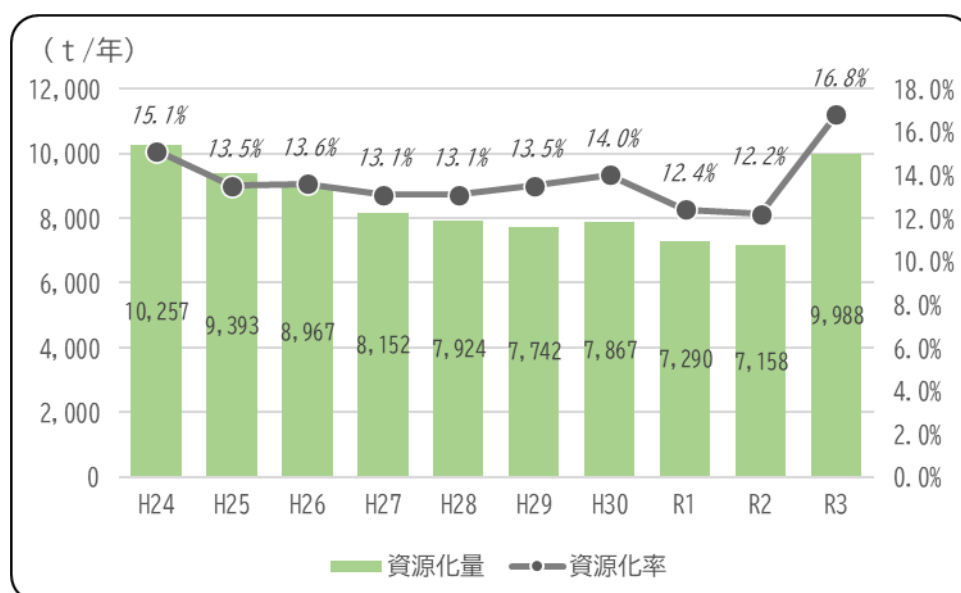


図 3-3-1 資源化量及び資源化率の実績

第4節 ごみ処理の状況

ごみはどのように収集され、処理されているか。また、施設の概要及び処理費用について述べる。

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理主体

事務組合におけるごみ処理主体について表 3-4-1 に示す。

表 3-4-1 ごみ処理主体

	収集・運搬	中間処理	最終処分
中継施設	事務組合構成市	—	—
普通ごみ	事務組合構成市	事務組合	事務組合
資源ごみ	事務組合構成市	事務組合	—
粗大ごみ	直接搬入・許可業者	事務組合	事務組合
有害ごみ	事務組合構成市	外部委託	外部委託

2) 分別の状況

分別区分は、表 3-1-2 に掲載したとおりであり、ごみの出し方については、すべての事務組合構成市がステーション方式（粗大ごみについては、直接搬入）を採用している。

また、普通ごみ及び資源ごみに関しては、指定袋を採用している。

3) 収集や処理できないごみ

収集や、処理できないごみは、プロパンガスボンベ、消火器、農機具、農業用ビニール、農薬、かわら、コンクリート、ブロック、タイヤ、自動車部品、バッテリー、塗料、廃油（食用油以外）、毒劇物、火薬、医薬品、注射器（針）、建築廃材、ピアノ、漁網、土砂、焼却灰、産業廃棄物、その他処理が困難なもの等である。

2. ごみ処理量及び処分量の実績

事務組合の過去 10 年間の焼却処理量、焼却率、最終処分量及び最終処分率を表 3-4-2 及び図 3-4-1 に示す。

- ①令和 3 年度における、ごみ排出量に対する焼却率は、91.1%である。
- ②令和 3 年度における、ごみ排出量に対する最終処分率は、3.1%である。

表 3-4-2 焼却処理量・焼却率及び最終処分量・最終処分率の実績

(単位：t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
焼却処理量	58,287	57,731	55,890	53,075	51,930
焼却率	83.6%	84.2%	84.5%	85.4%	85.6%
最終処分量	6,887	6,985	6,275	5,943	5,850
最終処分率	9.9%	10.2%	9.5%	9.6%	9.6%

	H29	H30	R1	R2	R3
焼却処理量	50,539	49,223	50,697	51,504	54,062
焼却率	85.2%	84.9%	83.3%	84.4%	91.1%
最終処分量	5,687	5,400	5,990	6,140	1,831
最終処分率	9.6%	9.3%	9.8%	10.1%	3.1%

焼却処理量 = 可燃ごみ + 可燃残さ

出典 (最終処分量) : 一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

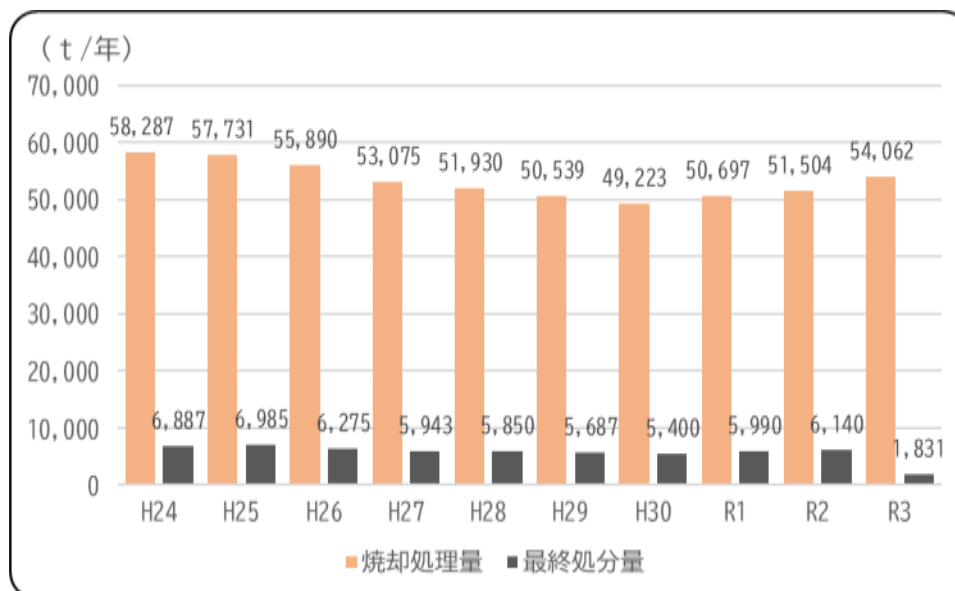


図 3-4-1 焼却処理量・焼却率及び最終処分量・最終処分率の実績

3. 中間処理の概要

事務組合の東総地区クリーンセンターの概要を表 3-4-3、3-4-4 に示す。

表 3-4-3 事務組合の高効率ごみ発電施設の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区クリーンセンター
所 在 地	千葉県銚子市野尻町 1678 番地の 1
敷 地 面 積	約 48,000 m ² (マテリアルリサイクル推進施設を含む)
処 理 能 力	198 t/日 (99 t/日×2 炉)
処 理 方 式	シャフト炉式ガス化溶融炉
竣 工 年 月	令和 3 年 3 月

表 3-4-4 事務組合のマテリアルリサイクル推進施設の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区クリーンセンター
所 在 地	千葉県銚子市野尻町 1678 番地の 1
敷 地 面 積	約 48,000 m ² (高効率ごみ発電施設を含む)
処 理 能 力	缶：3.6 t/5 h ペットボトル：2.6 t/5 h
処 理 方 式	缶：手選別 (不適物) + 機械選別方式 (スチール缶・アルミ缶) ペットボトル：手選別方式
竣 工 年 月	令和 3 年 3 月

4. 最終処分の概要

事務組合の最終処分場の概要を表 3-4-5 に示す。

表 3-4-5 事務組合の最終処分場の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区最終処分場
所 在 地	千葉県銚子市森戸町 953 番地
敷 地 面 積	約 21,000 m ²
埋 立 容 量	約 37,000 m ³
処 理 方 式	クローズド型
竣 工 年 月	令和 3 年 6 月

5. 有料化の状況

事務組合構成市では、ごみ処理手数料として次の金額を徴収している。

表 3-4-6 事務組合構成市の有料化の状況（令和 5 年 3 月現在）

種別		銚子市	旭市	匝瑳市	
収集ごみ	普通ごみ	45L 10枚入り 450円 20L 10枚入り 200円			
	資源ごみ	缶類	40L 10枚入り 200円 20L 10枚入り 100円		
		ビン類			
		ペットボトル			
		金属類			
		紙類			
	衣類	指定袋なし			
	小型家電	回収ボックス			
有害ごみ	指定袋なし	回収ボックス	指定袋なし		
直接搬入ごみ	家庭系	10kg当たり100円			
	事業系	10kg当たり200円			
	小型動物	1頭当たり500円			

6. ごみ処理費用

平成29年度から令和2年度の事務組合構成市におけるごみ処理経費及び4年間の平均値を表3-4-7に示す。

平成29年度から令和2年度の平均は、事務組合構成区域全体で約17億8千万円となっており、1人当たりで見ると約11,000円、ごみ1t当たりで見ると約30,000円であった。

また、令和3年度の事務組合構成市の合計と組合単独の処理及び維持管理費を表3-4-8に示す。事務組合構成市合計では約5億3千万円となっており、組合単独では約11億9千万円であり、事務組合構成市及び組合単独の合計は約17億2千万円であった。

表3-4-7 ごみ処理経費の実績（令和2年度まで）

	単位	H29	H30	R1	R2	平均	
		事務組合構成市合計					
処理及び維持管理費	千円	1,798,991	1,844,445	1,744,993	1,734,243	1,780,668	
人件費	千円	313,233	314,435	288,512	277,031	298,303	
処理費	収集運搬費	千円	35,467	35,252	37,384	32,293	35,099
	中間処理費	千円	683,201	706,391	594,478	484,709	617,195
	最終処分費	千円	64,815	67,966	90,675	81,304	76,190
車両等購入費	千円	0	0	0	0	0	
委託費	収集運搬費	千円	268,647	274,373	278,309	309,838	282,792
	中間処理費	千円	424,421	435,808	443,386	538,896	460,628
	最終処分費	千円	9,207	10,220	12,003	9,923	10,338
	その他	千円	0	0	246	249	124
合計	千円	1,798,991	1,844,445	1,744,993	1,734,243	1,780,668	
人口	人	165,607	163,124	160,790	158,347	161,967	
1人当たり経費	円/人	10,863	11,307	10,853	10,952	10,994	
ごみ排出量	t/年	59,349	57,983	60,859	61,048	59,810	
ごみ1t当たり経費	円/t	30,312	31,810	28,673	28,408	29,801	

出典：各市調査票

表 3-4-8 ごみ処理経費の実績（令和 3 年度）

	単位	R3		
		事務組合 構成市合計	組合単独	合計
処理及び維持管理費	千円	532,314	1,190,403	1,722,717
人件費	千円	23,613	121,297	144,910
処理費				
収集運搬費	千円	0	11,051	11,051
中間処理費	千円	0	0	0
最終処分費	千円	28,552	0	28,552
車両等購入費	千円	0	6,152	6,152
委託費				
収集運搬費	千円	439,542	85,838	525,380
中間処理費	千円	28,867	890,840	919,707
最終処分費	千円	11,740	75,225	86,965
その他	千円	0	0	0
合計	千円	532,314	1,190,403	1,722,717
人口	人	155,422	155,422	155,422
1人当たり経費	円/人	3,425	7,659	11,084
ごみ排出量	t/年	59,322	59,322	59,322
ごみ1t当たり経費	円/t	8,973	20,067	29,040

出典：各市調査票（構成市合計）、一般廃棄物処理実態調査（組合単独）

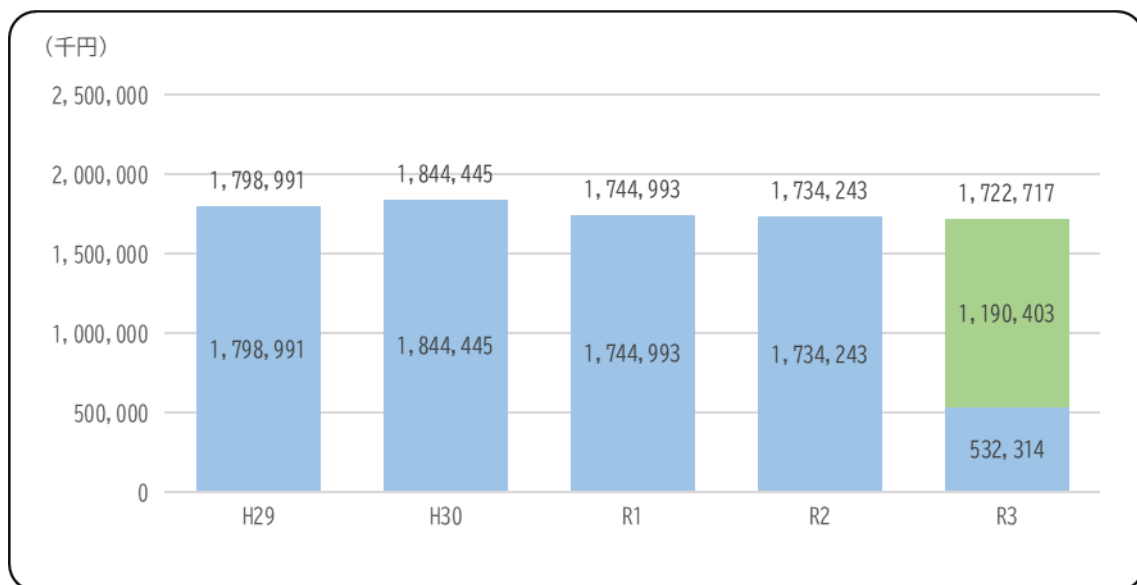


図 3-4-2 ごみ処理経費の実績

第5節 ごみ排出状況の評価

事務組合で策定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成30年3月）の達成状況の評価及び環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」における事務組合構成市の評価をまとめる。

1. 前回計画における目標値の達成状況

1) ごみ排出状況

事務組合では、平成30年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「前回計画」という。）を策定している。

前回計画では、目標年度を令和8年度とし、計画数値を算出している。

計画数値の達成状況を表3-5-1に示す。また、図3-5-1～3-5-4に原単位の達成状況を示す。なお、排出量は人口によることから原単位のみを示す。

事業系ごみは、令和2年度までは計画値と同等または下回っており、目標を達成していた状況にあるが、令和3年度では増加し、達成していない状況にある。

一方、生活系ごみは、令和元年度、令和2年度では大幅に上回っていたものの、令和3年度で減少しており、達成はできていないが近い値で推移している。

集団回収は、減少傾向にあり令和元年度以降は目標を下回っている。

表 3-5-1 原単位計画値達成状況

		単位	H29	H30	R1	R2	R3	
人口	実績	人	165,607	163,124	160,790	158,347	155,422	
	前回計画目標値		167,281	165,085	162,686	160,482	158,146	
原単位	実績	g/人・日	生活系ごみ	661.52	661.01	712.51	744.13	674.62
			事業系ごみ	314.66	306.82	316.01	308.18	366.76
			集団回収	5.67	6.04	5.62	3.94	4.32
			総排出量	981.85	973.87	1,034.14	1,056.25	1,045.70
	前回計画計画値		生活系ごみ	664.20	662.50	660.50	659.90	657.70
			事業系ごみ	316.80	315.50	313.80	312.90	310.70
			集団回収	5.60	5.70	5.80	5.90	5.90
			総排出量	986.60	983.70	980.10	978.70	974.30

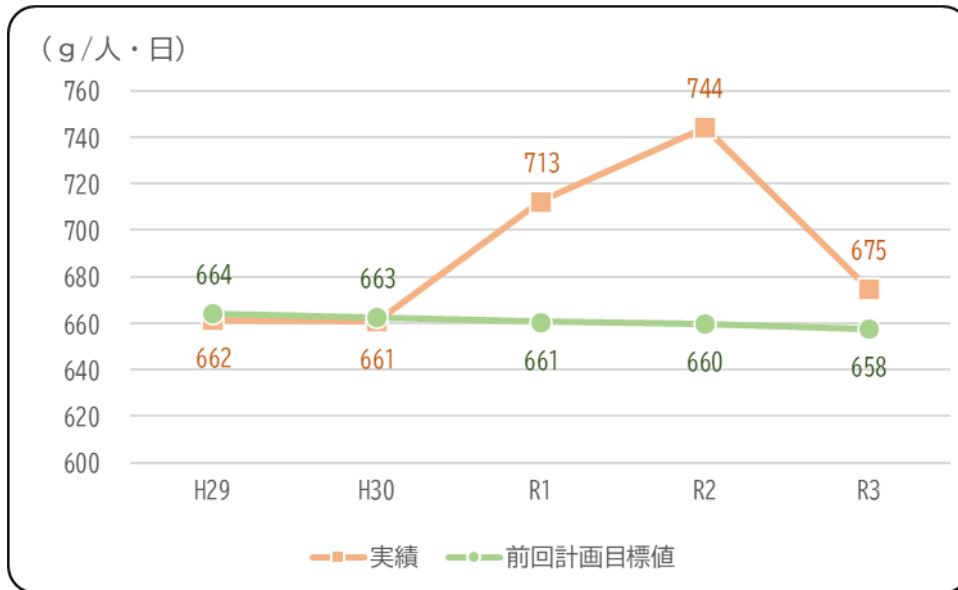


図 3-5-1 生活系ごみ原単位の計画値達成状況

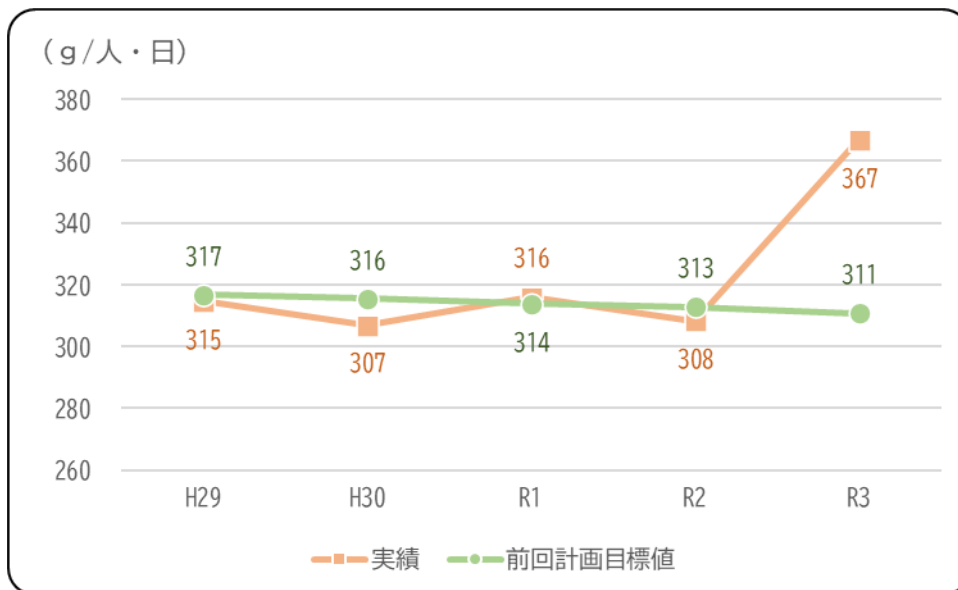


図 3-5-2 事業系ごみ原単位の計画値達成状況

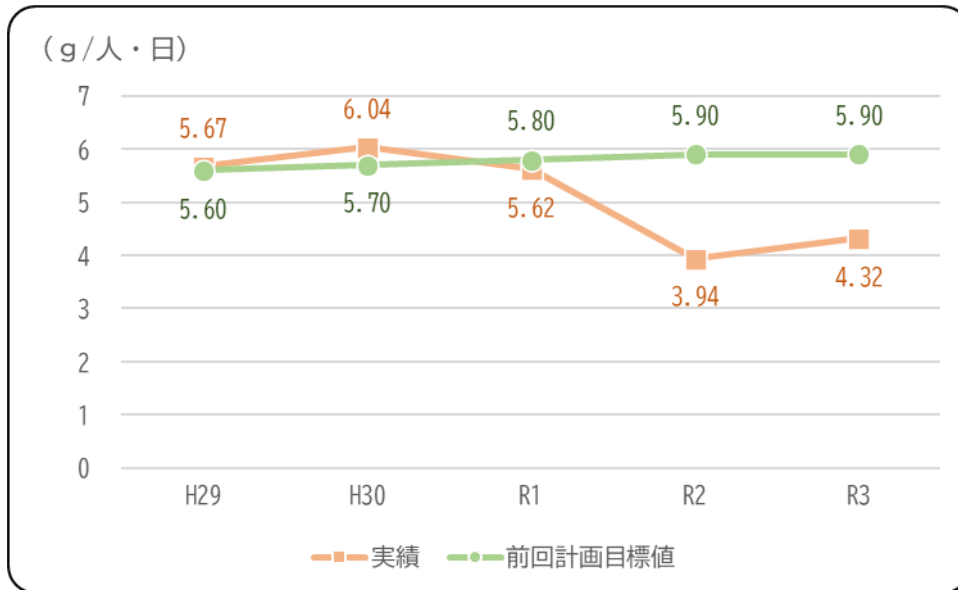


図 3-5-3 集団回収原単位の計画値達成状況

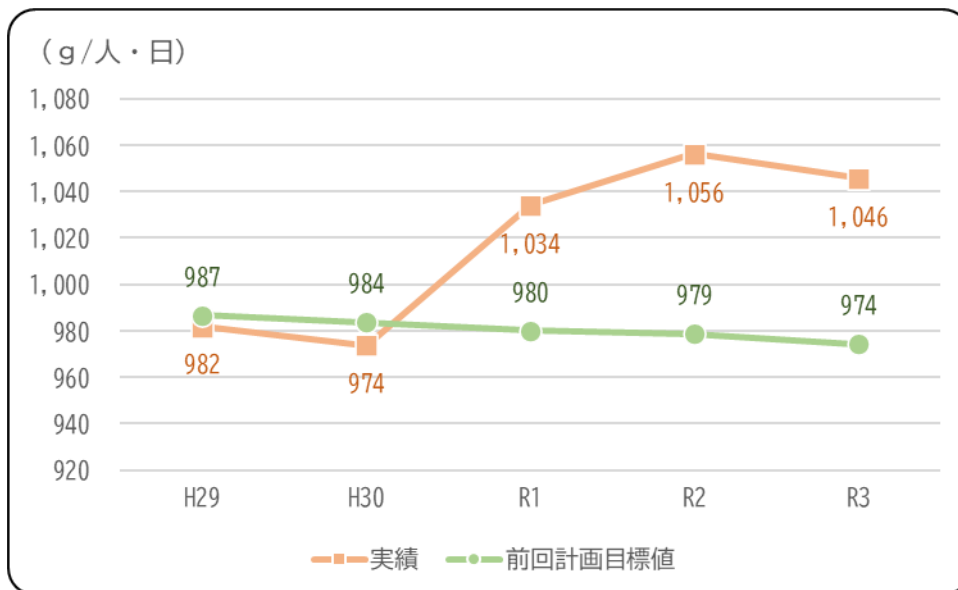


図 3-5-4 総排出量原単位の計画値達成状況

2) ごみ処理状況

計画数値の達成状況を表 3-5-2 に示す。また、資源化率の達成状況を図 3-5-5 に、最終処分率の達成状況を 3-5-6 に示す。

資源化率は令和 2 年度までは計画値を下回っていたが、令和 3 年度で大幅に向上し計画値を上回っている。最終処分率は令和 3 年度で計画値を下回り、資源化率、最終処分率ともに目標を達成している状況にある。

表 3-5-2 資源化率及び最終処分率の計画値達成状況

		単位	H29	H30	R1	R2	R3
資源化率	実績	%	13.5%	14.0%	12.4%	12.2%	16.8%
	前回計画計画値		14.2%	14.4%	14.5%	14.7%	16.0%
最終処分率	実績		9.6%	9.3%	9.8%	10.1%	3.1%
	前回計画計画値		10.2%	10.2%	10.2%	9.2%	3.6%

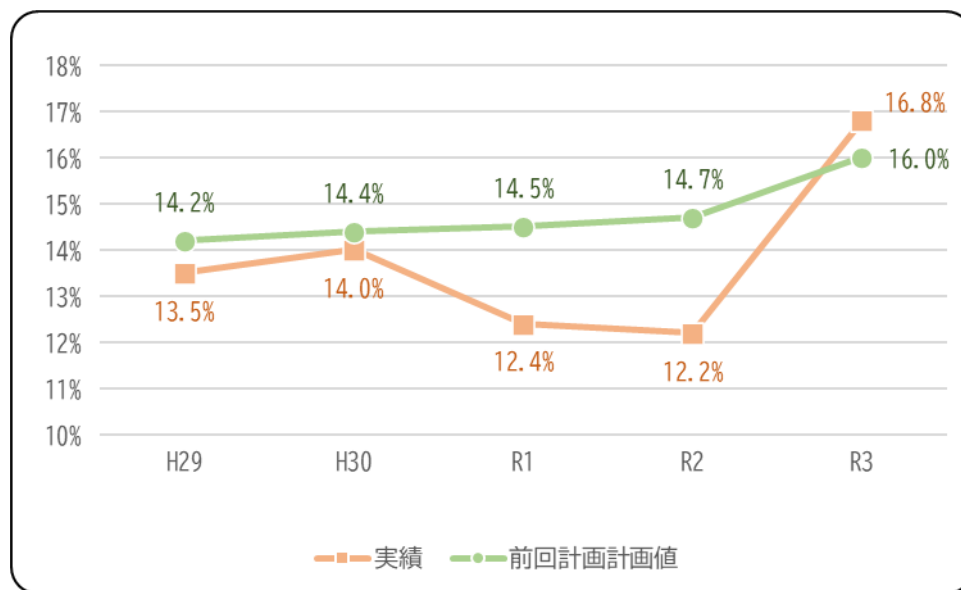


図 3-5-5 資源化率の計画値達成状況

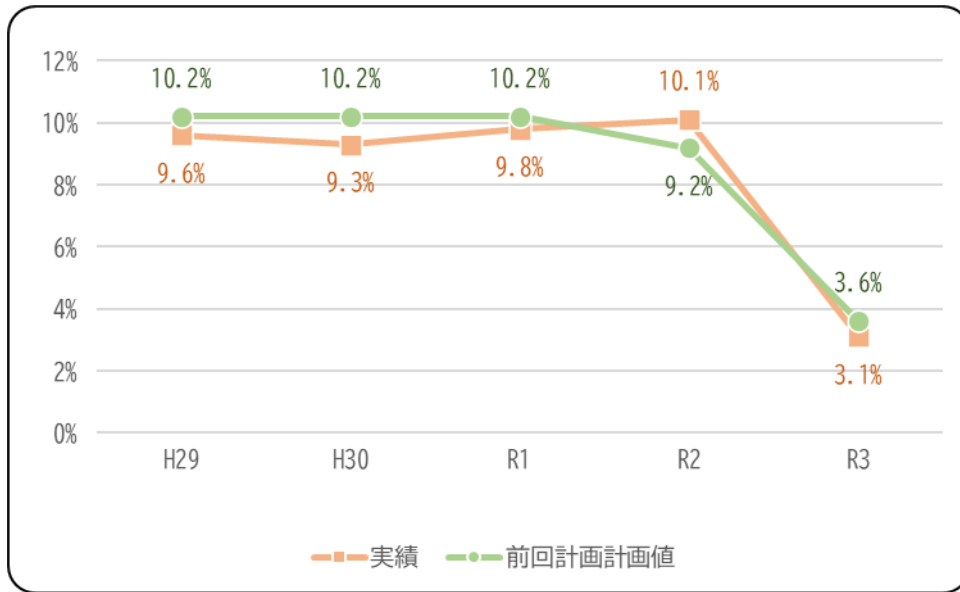


図 3-5-6 最終処分率の計画値達成状況

2. ごみ処理システムの評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、事務組合構成市ごとのごみ処理システムの評価を評価する。比較に当たっては、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いた。

1) 評価の見方

以下では、事務組合構成市ごとにごみ処理システムの評価結果を示すレーダーチャートを掲載する。レーダーチャートには、当該市の実績（黒線）と、類似市町村※の平均値（赤線）が示されており、5つの指標に関して、当該市と類似市町村を比較することができる。平均値（赤線）の外側に飛び出している指標は、当該市が類似市町村よりも優れているということを示す。

レーダーチャートで用いる指標は、「人口1人1日当たりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント減量化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の5つである。

表 3-5-3 各指標の算出方法

標準的な指標		算出方法	単位
廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち 最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

※人口は令和2年10月1日時点

※類似市町村とは、都市形態（政令指定都市、特別区、中核市等）、人口規模、産業構造（第2次産業人口、第3次産業人口の比率）で抽出している。

2) 銚子市のシステムの評価

銚子市は、「人口一人当たり年間処理経費」と「最終処分減量に要する費用」が類似都市を上回っている一方、その他の項目では平均を下回っている。

システムの更なる向上のためには、一人一日当たりの排出量を減量するとともに、資源回収率を増加させる必要がある。

表 3-5-4 銚子市の実績と偏差値

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.929	0.152	0.092	12,274	37,385
最大	1.321	0.317	0.25	27,817	72,753
最小	0.631	0.041	0	4,426	8,267
標準偏差	0.134	0.054	0.053	4,200	12,315
銚子市実績	1.097	0.135	0.106	11,773	31,425
偏差値	37.5	46.9	47.4	51.2	54.8

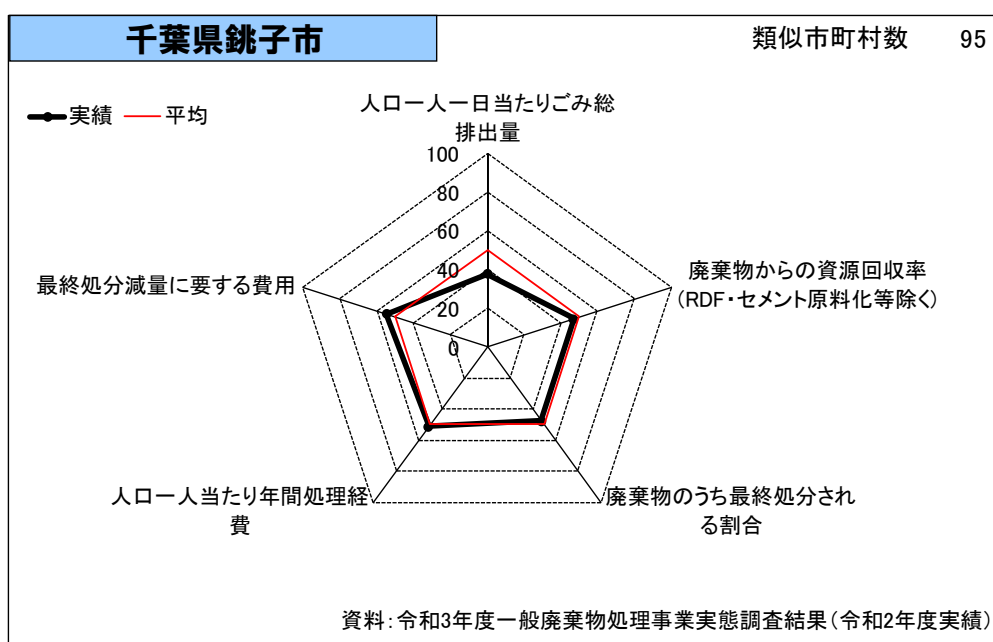


図 3-5-7 銚子市のシステム評価

※黒線が赤線の外側に飛び出している指標は、銚子市が類似市町村よりも優れていることを示します。

3) 旭市のシステムの評価

旭市は、「人口一人当たり年間処理経費」と「最終処分減量に要する費用」が類似都市を上回っている一方、その他の項目では平均を下回っている。

システムの更なる向上のためには、一人一日当たりの排出量を減量するとともに、資源回収率を増加させる必要がある。

表 3-5-5 旭市の実績と偏差値

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.929	0.152	0.092	12,274	37,385
最大	1.321	0.317	0.25	27,817	72,753
最小	0.631	0.041	0	4,426	8,267
標準偏差	0.134	0.054	0.053	4,200	12,315
旭市実績	1.202	0.08	0.159	8,079	18,975
偏差値	29.6	36.7	37.4	60	64.9

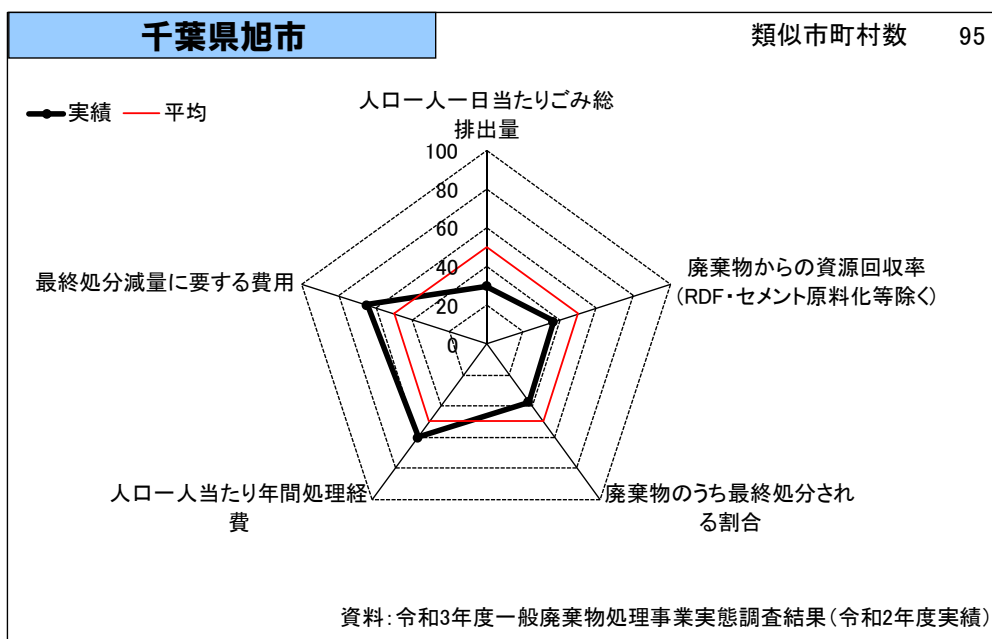


図 3-5-8 旭市のシステム評価

※黒線が赤線の外側に飛び出している指標は、旭市が類似市町村よりも優れていることを示します。

4) 匝瑳市のシステムの評価

匝瑳市は、「廃棄物からの資源回収率」以外では、類似都市の平均を上回っている。システムの更なる向上のためには、資源回収率を増加させる必要がある。

表 3-5-6 匝瑳市の実績と偏差値

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.942	0.174	0.113	15,804	51,702
最大	1.487	0.740	0.919	43,681	400,244
最小	0.419	0.057	0	4,454	14,057
標準偏差	0.151	0.082	0.127	5,714	32,987
匝瑳市実績	0.679	0.116	0.057	8,695	34,473
偏差値	67.4	42.9	54.4	62.4	55.2

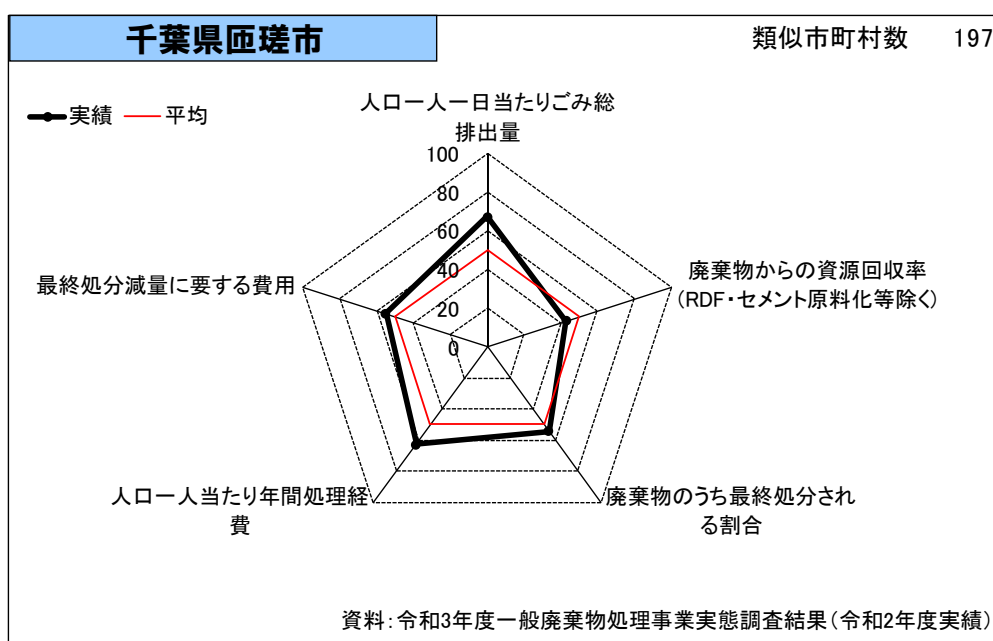


図 3-5-8 匝瑳市のシステム評価

※黒線が赤線の外側に飛び出している指標は、匝瑳市が類似市町村よりも優れていることを示します。

第6節 問題点と課題

事務組合構成区域のごみ処理・収集運搬及び処理・処分に係る問題点と課題は、次のとおりである。

1. ごみの発生抑制と排出抑制

事務組合構成区域の1人1日当たりのごみの総排出量原単位は、平成24年度以降、平成30年度までは減少傾向にあった。しかし、令和元年度以降は増加傾向で推移している。ただし、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止による巣ごもり等の影響で増加したことが考えられる。また、千葉県や全国平均と比較すると多い状況にある。

生活系ごみの原単位は、平成24年度に比べて令和3年度は4.1%減少し、事業系ごみの原単位は2.7%増加した。原単位が高い状況であることから、減量化の努力が必要となる。

今後は、事務組合及び事務組合構成市が一体となって住民及び事業者に対し、「ごみとなるものを発生させない」ことを主体として、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進め、ごみの発生・排出抑制のための種々の施策を推進していく必要がある。

2. 住民・事業者・行政との協働

ごみの排出抑制及び資源化率の向上を目指して住民、事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制及び資源化に取り組むことが必要である。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等については、排出者である住民や事業者の取り組みにおうところが大きいため、行政は住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底等の取り組みを支援していく必要がある。

3. 資源化率の向上

ごみの種類別の排出量を見ると、生活系、事業系ともに可燃ごみの割合が非常に高い。可燃ごみには、資源化できる古紙や布類も多く含まれており、資源化が可能ながらも焼却されていることが推測される。そのため、住民や事業者に対して、分別の徹底を啓発していく必要がある。今後は、資源となる物、特に紙類を資源ごみとして出すことの徹底等の住民意識の啓発や、資源ごみの分別区分の見直し等の資源化施策を推進していく必要がある。

4. 収集・運搬

現在の収集運搬は、日々のごみ処理量に変動が生じないように事務組合構成市は、各々の区域を数地区に分け収集・運搬を行っているが、ごみ量の増減の変化に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直しの検討を行う必要がある。

また、収集運搬はごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率を常に配慮することが必要である。

5. ごみ処理経費の合理化

安全かつ安定的なごみ処理を行うためには、必要以上にごみ処理経費を削減することは難しいが、様々な角度から経費の合理化に努める必要がある。

また、事務組合構成市では、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」等を活用し、コスト分析や処理システムの評価を行い、一層の経費削減に努める必要がある。

6. 漂着ごみ、災害ごみの処理と今後

事務組合構成区域は、太平洋に面しており、海岸漂着ごみが多い。また、銚子市では利根川水系の漂着ごみも多い。これらのごみに関しては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸管理者、河川管理者及び港湾管理者等と協議の上、事務組合構成区域から日常的に排出されるごみの処理や施設の安定的な運転に支障のない範囲で、東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

また、災害ごみについても同様に東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本事項

ごみ処理基本計画の基本理念及び基本方針を定める。

1. 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとする。

○3Rを中心課題として位置付け、住民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。

○循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理・処分等の各段階において資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。

○環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制を確立する。

2. 基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

1) ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進及び再生利用（リサイクル）の促進

循環型社会形成推進基本法における廃棄物等、処理の優先順位に基づいて、第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組む。これにより、可能な範囲でごみを出さない循環型まちづくりを目指す。

ごみの発生抑制及び再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、行政は積極的にごみの発生抑制及び再使用等に関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また適切な施策を行う。

再生利用等に当たっては、温室効果ガスの削減等、総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。ごみの発生抑制、再使用、再生利用を優先したうえで、廃棄物の有効活用を図るため熱回収についても取り組む。

また、再生利用を促進するために、生活系ごみに対しては、集団回収の促進、広域化に合わせた分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理機の設置促進等の多様な資源化施策を行う。

事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、行政の役

割は、事業者が排出するごみの発生抑制及び可能な限り資源化を行うよう誘導及び支援を行う。

2) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの確立

ごみの排出から最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。

事務組合では東総地区クリーンセンターが令和3年度から稼働しており、エネルギー回収や環境へ配慮した処理施設の運転・管理を確立する。

3) 住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進

住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して3Rの推進等、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。

3. 計画策定のプロセス

本計画では将来のごみ収集及び処理に関して、図4-1-1に示すフローに沿って計画を策定した。

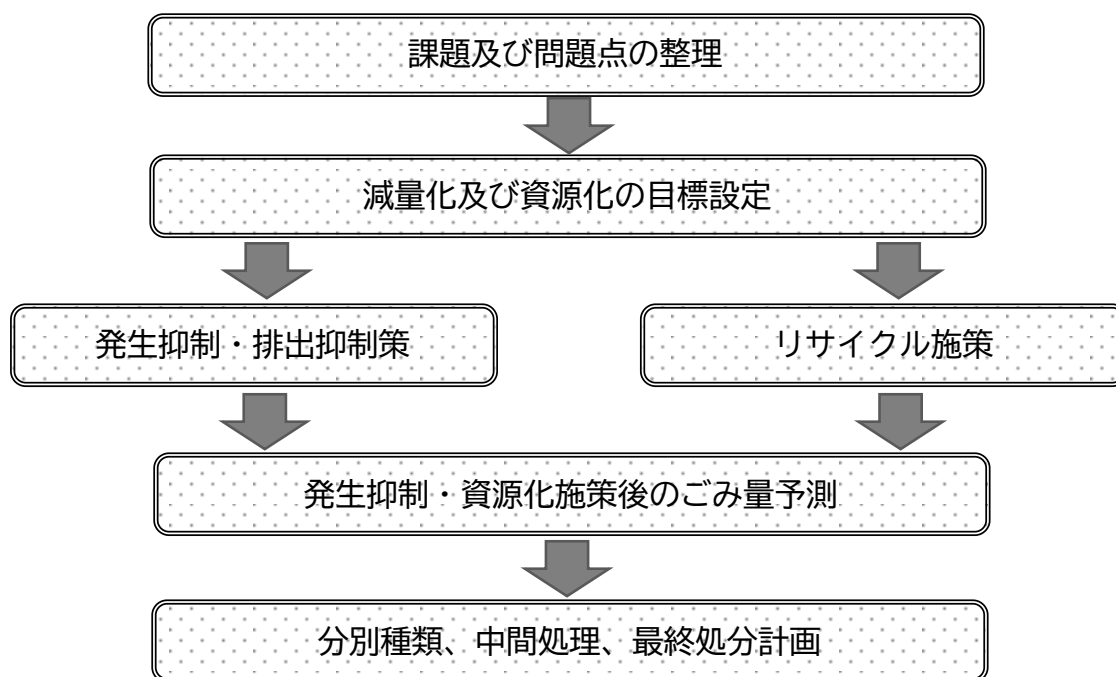


図 4-1-1 計画策定フロー

4. 目標達成のための3R体系

事務組合の基本理念における3R体系の概念を図4-1-2に示す。

目標達成のため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）を推進し、それでも排出されるごみは、③再生利用（リサイクル）を促進する。

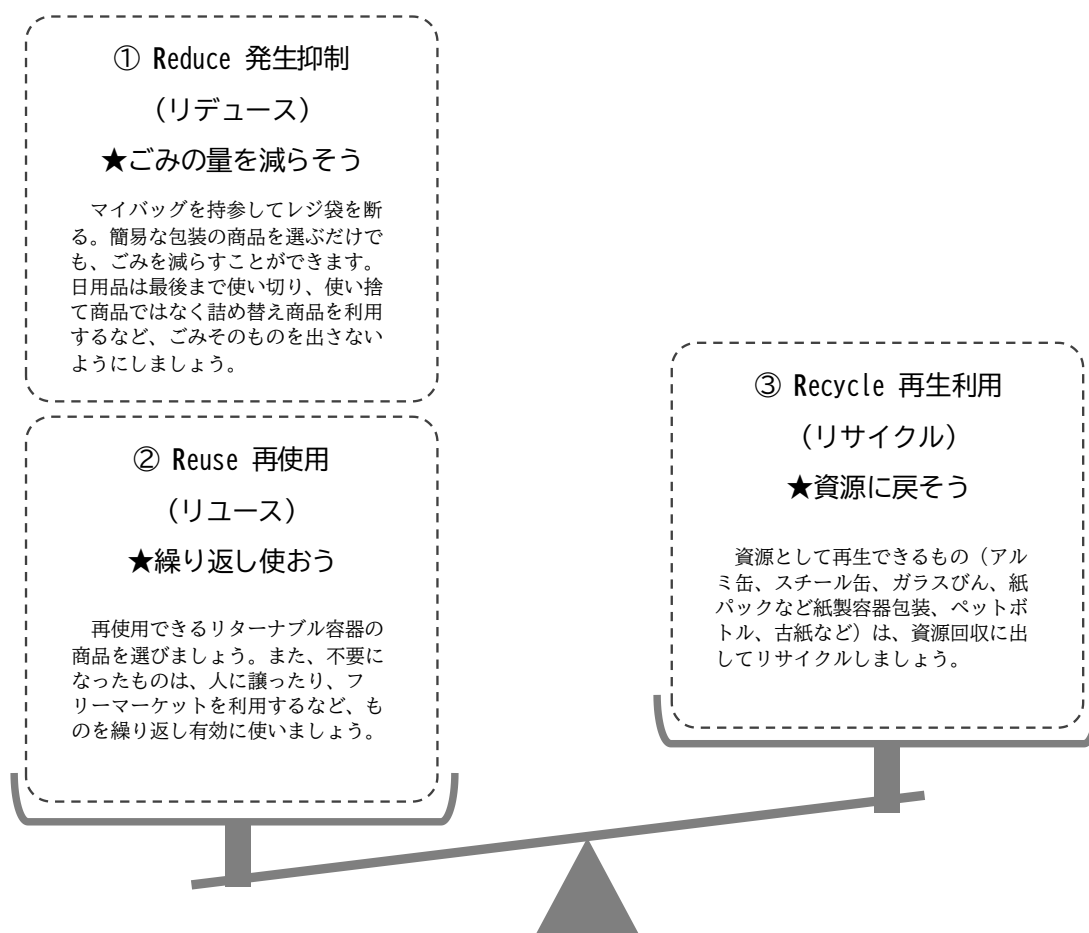


図 4-1-2 事務組合の3Rの概念図

第2節 ごみ処理基本計画の目標

計画目標年度における減量化及び資源化等の目標の考え方を示す。

1. 基本的な考え方

ごみ減量化及び資源化を検討するに当たり、ごみ発生及び処理処分の概念を図 4-2-1 に示す。

循環型社会の基本理念（3R）に従い、ごみの減量化及び資源化を推進するために発生抑制と再使用に重点を置いた対策へ推進していくことが重要な目標である。

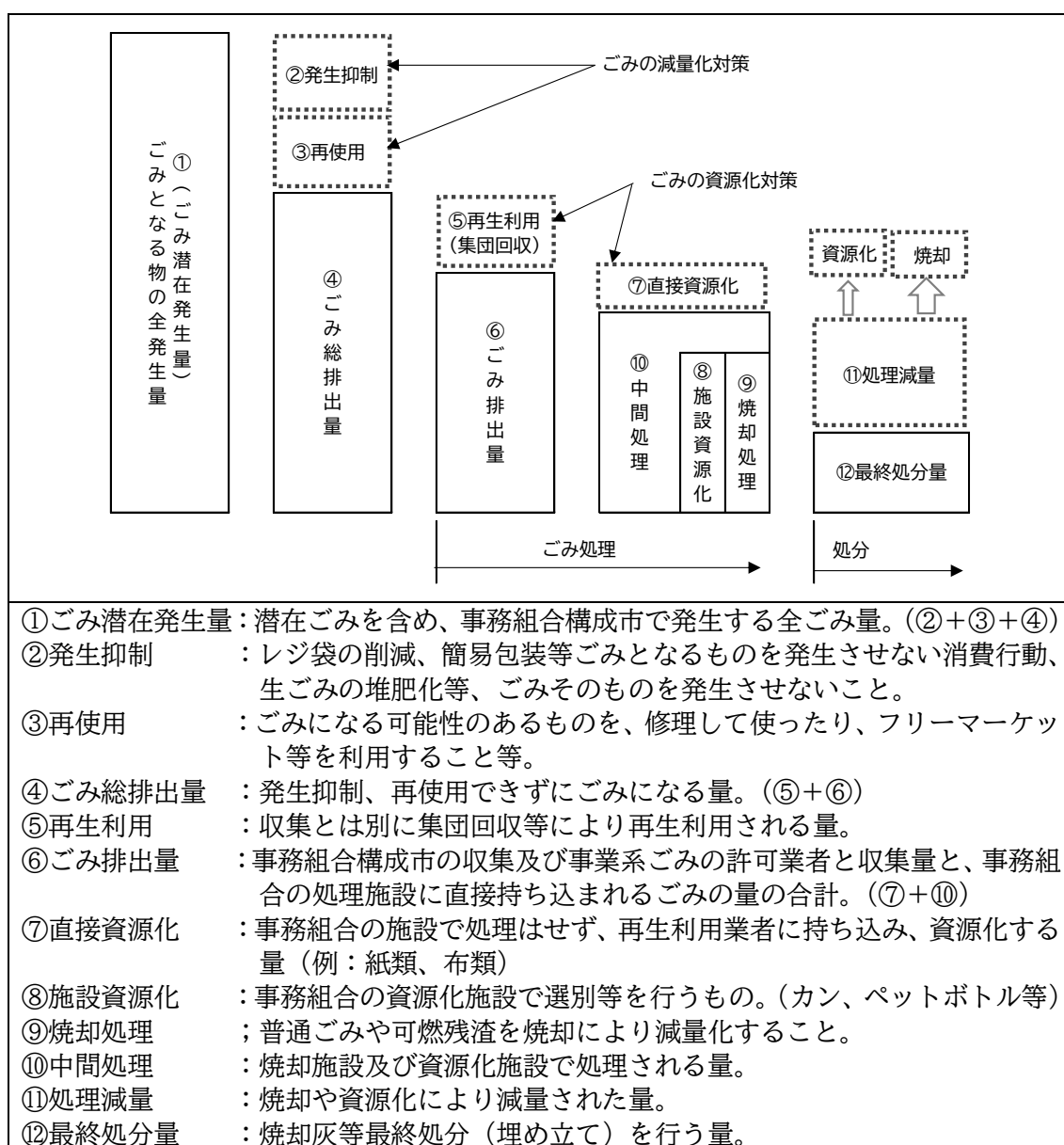


図 4-2-1 ごみ発生及び処理処分の概念

住民、事業者及び行政が協働して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）を行うための3R施策の概念を、図4-2-2に示す。

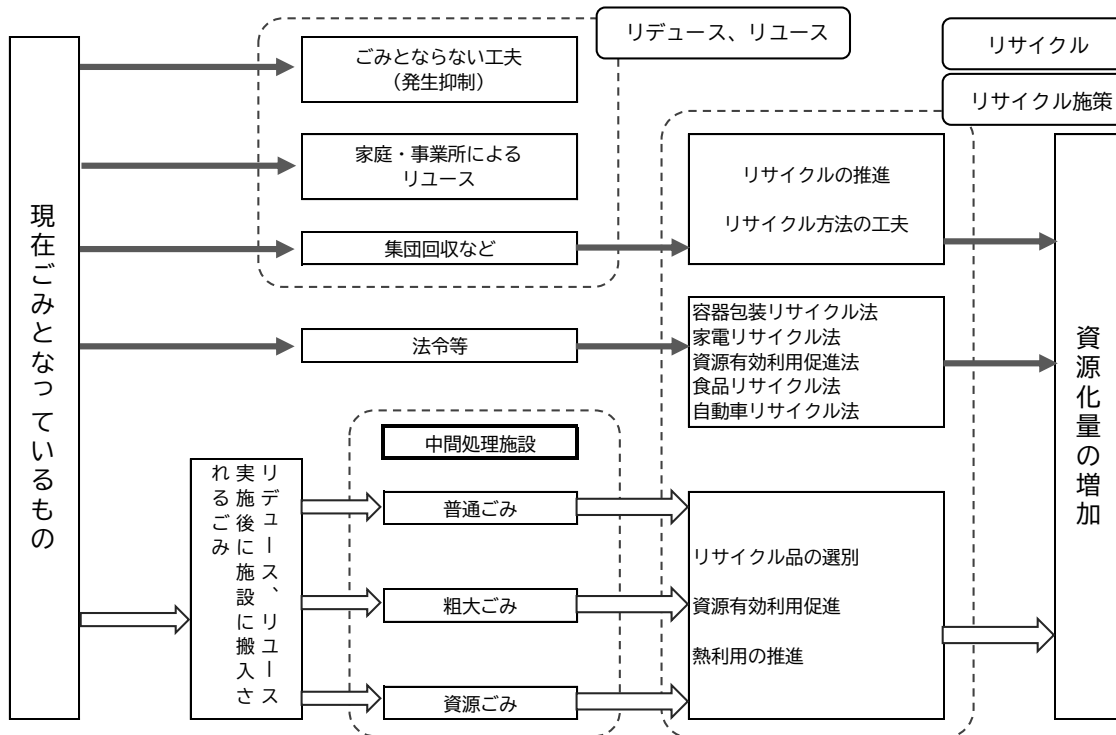
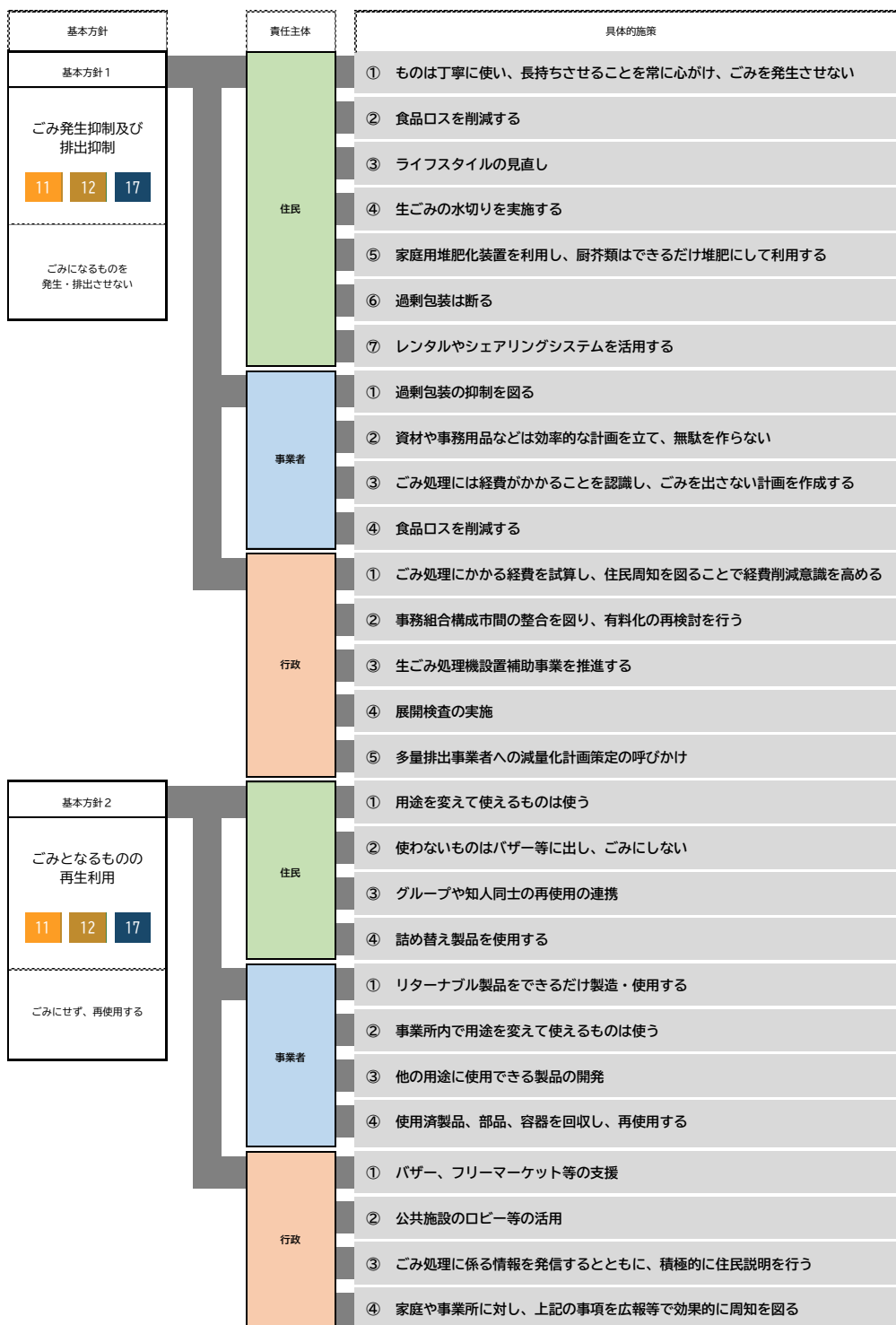


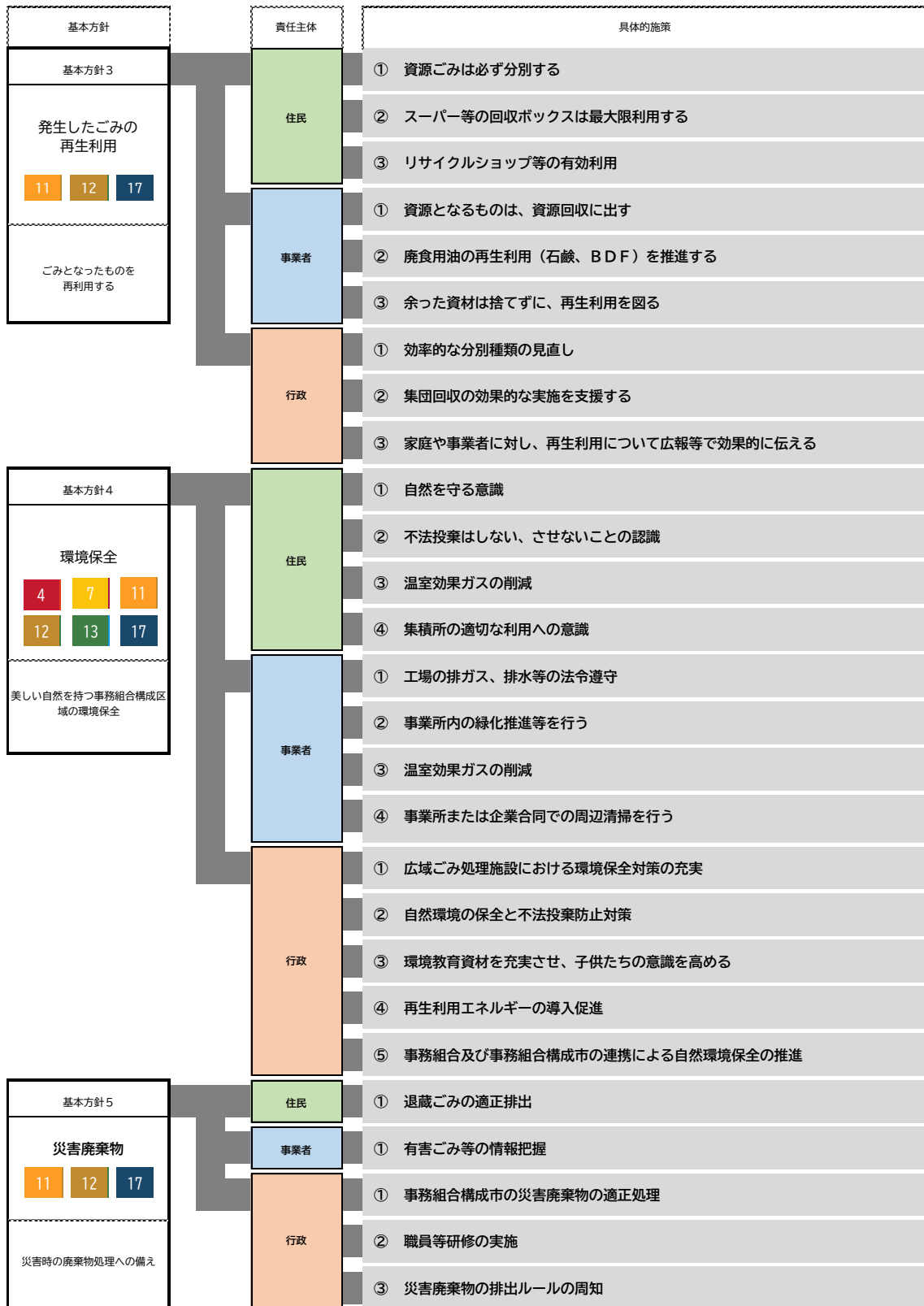
図4-2-2 3R施策の概念

第3節 ごみ排出抑制のための施策に関する事項

基本理念及び基本方針に基づき、目標を達成するための施策を示す。

1. 施策の体系





※ 4 7 11 12 13 17 (SDGs) : P.2 参照

図 4-3-1 施策の体系

2. 基本施策方針

1) ごみの発生抑制及び排出抑制に関する事項

ごみの発生及び排出抑制に関する事項を、以下に示す。

ごみの発生抑制及び排出抑制に関する事項

(1) 住民における発生・排出抑制の推進

①ものは丁寧に使い、長持ちさせることを常に心がけ、ごみを発生させない
修理して使うことが可能なものは、修理して再使用し、ごみとしない。

②食品ロスを削減する

買った食品は、「食品ロス削減レシピ」等の活用により無駄なく使うことで家計費の削減になることを自覚する。

例えば、毎月15日と30日は冷蔵庫のクリーンアップデーとし、ご家庭の冷蔵庫内にある食材の消費期限チェックを呼び掛ける等、食品ロス削減に向けた取り組みを行う。

③ライフスタイルの見直し

マイバッグの持参でレジ袋の排出を減らす、マイボトルの持参でペットボトルの排出を減らす、マイ箸の持参で割り箸の排出をなくす等、ライフスタイルの見直しを実践する。

④生ごみの水切りを実施する

生ごみの水を切ることで、ごみの発生量が少なくなることを自覚する。

⑤家庭用堆肥化装置を利用し、厨芥類はできるだけ堆肥にして利用する

農家や園芸を行う家は、できる限り自宅の生ごみは堆肥化して利用する。

⑥過剰包装は断る

過剰包装は意味がなく、ごみを増やすだけであることを自覚し、実践する。

⑦レンタルやシェアリングシステムを活用する

利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを活用し、共同利用する。

(2) 事業者における発生・排出抑制の推進

① 過剰包装の抑制を図る

「簡易包装は環境保全、過剰包装は環境破壊」を住民等にアピールする。
結果的に商品は安くなり、社会の利潤も増えることを自覚する。

② 資材や事務用品等は効率的な計画を立て、無駄を作らない

家庭の食品と同様、無駄な資材は排除し、必要なものだけを購入する。

③ ごみ処理には経費がかかることを認識し、ごみを出さない計画を作成する

事業所でごみ処理にかかる経費を試算し、ごみを出さないことによる経費の削減を行う。

④ 食品ロスを削減する

外食産業では、提供する料理のサイズを複数設定する、持ち帰り容器を導入する等、食べ残しによる生ごみの排出を抑制する。

また、食品ロス削減の取組として、フードバンク団体等と連携し寄附できる環境づくりを検討する。

(3) 行政における発生・排出抑制の方策

① ごみ処理にかかる経費を試算し、住民周知を図ることで経費削減意識を高める

ごみ処理には、多額の費用がかかっていることを伝え、発生・排出抑制を促す。

② 事務組合構成市間の整合を図り、有料化の再検討を行う

有料化の方法、生活系と事業系の差別化に対し、根拠を持った再検討を行う。

③ 生ごみ処理機設置補助事業を推進する

家庭や事業者に対し、上記の事項を広報等で効果的に周知を図る。

④ 展開検査の実施

事業系ごみの産業廃棄物の混入、資源の分別を徹底するため、展開検査を実施し、必要に応じて指導を行う。

⑤ 多量排出事業者への減量化計画策定の呼びかけ

多量排出事業者へは、ごみ排出抑制を促すため、減量化計画の策定を指導する。

2) ごみとなるものの再使用に関する事項

ごみとなるものの再使用に関する事項を、以下に示す。

(1) 住民における再使用の推進

①用途を変えて使えるものは使う

古いタオルの雑巾使用等、昔の知恵、現代の知恵を活かした使い方を実践する。

②使わないものはバザー等に出し、ごみにしない

家庭で使わなくなったもの、使わないものは、バザーや不用品交換会に出す。特に、近年はSNSが普及していることから、積極的に活用し、使わないものを人に譲り、ごみとして排出しない。

③グループや知人同士の再使用の連携

子供服等、不要になったものは、知人同士で再使用を行う。

④詰め替え製品を使用する

使い捨てではなく、詰め替え用の洗剤等を使う。

(2) 事業者における再使用の推進

①リターナブル製品をできるだけ製造・使用する

リターナブルな製品の研究と販売及び広告を行う。

②事業所内で用途を変えて使えるものは使う

事業所内で、他の部署に使えるものを把握し、再使用できるものは使う。

③他の用途に使用できる製品の開発

使用した後も他の用途に使えるものを開発、販売する。

④使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する

使用済容器等を回収し、消毒して再使用できるようなものについては、再使用することを検討する。

(3) 行政における再使用の方策

①バザー、フリーマーケット等の支援

事務組合構成区域で開催されるバザーやフリーマーケット等を支援する。

②公共施設のロビー等の活用

公共施設で「譲ります・譲ってください」コーナーを設ける。

③ごみ処理に係る情報を発信するとともに、積極的に住民説明を行う

排出抑制及び資源化推進の必要性並びに温室効果ガス発生等の情報を発信する。

④家庭や事業所に対し、上記の事項を広報等で効果的に周知を図る

広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。

3) 発生したごみの再生利用に関する事項

発生したごみの再生利用に関する事項を、以下に示す。

(1) 住民における再生利用の推進

①資源ごみは必ず分別する

資源ごみを分別することで、資源化の促進だけでなく、ごみ処理費の削減効果が得られる。

②スーパー等の回収ボックスは最大限利用する

いつも買い物に行くスーパー等の回収ボックスは最大限利用する。

③リサイクルショップ等の有効利用

リサイクルショップやエコショップ等をできるだけ利用する。

(2) 事業者における再生利用の推進

- ①資源となるものは、資源回収に出す
資源ごみとして回収しているものは、必ず資源として出す。
- ②廃食用油の再生利用（石鹼、BDF）を推進する
廃食用油の再生利用について、検討する。
- ③余った資材は捨てずに、再生利用を図る
余剰資材の有効利用により、会社の経費削減となることを自覚する。

(3) 行政における再生利用の方策

- ①効率的な分別種類の見直し
資源化により効率的・効果的な分別種類を見直す。
- ②集団回収の効果的な実施を支援する
集団回収の効果的な実施を支援し、推進する。
- ③家庭や事業者に対し、再生利用について広報等で効果的に伝える
広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。

4) 環境保全に関する事項

環境保全に関する事項を、以下に示す。

美しい自然を持つ事務組合構成区域の環境保全

事務組合構成区域は海の青、山の緑に囲まれ、美しい資源の多い地域である。
そのため、この環境は保全しなければならない。

(1) 住民における考え方（住民の意識）

①自然を守る意識

一斉清掃への積極的参加と普段から清掃の心がけをもつ。

②不法投棄はしない、させないことの認識

産業廃棄物の不法投棄だけでなく生活系ごみや廃家電の不法投棄を見逃さない。

③温室効果ガスの削減

ごみの減量化・資源化が進めば焼却する量が減り、温室効果ガスの削減に繋がることを意識する。

④集積所の適切な利用への意識

集積所の美化を保つため、適正なごみの排出、清掃の心がけをもつ。

(2) 事業者における再生利用の推進（事業者の意識）

①工場の排ガス、排水等の法令遵守

工場は排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等の法令等を遵守する。

②事業所内の緑化推進等を行う

事業所内の清掃及び緑化に努める。

③温室効果ガスの削減

温室効果ガス削減を意識して経営にあたる。

④事業所または企業合同での周辺清掃を行う

事業所周辺の清掃を行い、地域美化に努める。

(3) 行政における方策

①東総地区クリーンセンターにおける環境保全対策の充実

焼却施設等の維持管理を適正に行い、周辺環境を保全する。

②自然環境の保全と不法投棄防止対策

不法投棄防止の監視強化を推進する。

③環境教育資材を充実させ、子供たちの意識を高める

社会科教材等の環境教育教材を充実させ、子供たちの意識向上を図る。また、施設見学を積極的に受入れ、ごみへの意識の向上を図る。

④再生利用エネルギーの導入促進

太陽光や太陽熱、水力、風力等のエネルギーの導入・普及を促進する。

⑤事務組合及び事務組合構成市の連携による自然環境保全の推進

事務組合構成区域で環境保全に関する行政内及び行政間の連絡体制をとる。

5) 災害廃棄物に関する項目

災害廃棄物に関する事項を、以下に示す。

(1) 住民における災害廃棄物への対応

①退蔵ごみの適正排出

災害時には家庭に退蔵している処理困難物等がまとめて排出され、円滑な処理の妨げとなる恐れがあることから、平時から適正排出をする。

(2) 事業者における災害廃棄物への対応

①有害ごみ等の情報把握

施設や事業者が保有している薬品等の有害ごみについて、災害時に円滑な対応がとれるよう、情報を管理する。

(3) 行政における災害廃棄物への対応

①事務組合構成市の災害廃棄物の適正処理

事務組合構成市と連携し、災害発生時には早急な処理体制構築を目指す。

②職員等研修の実施

事務組合構成市の「災害廃棄物処理計画」に基づき、市職員、事務組合職員、収集運搬業者等の関連団体への研修を継続的に実施し、災害時に備えた人材の育成を図る。

③災害廃棄物の排出ルールの周知

災害廃棄物を初期段階から効率的に処理するために、平時から災害時の分別区分、排出ルール、置き場運用ルール等の情報を事務組合構成市と連携し、市民・事業者に発信する。

3. 処理体制

1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

事務組合では、令和2年度までは事務組合構成市でごみの分別、処理が異なっていたが、令和3年度の東総地区クリーンセンターの稼働に合わせ、事務組合構成市でごみの分別区分・処理体制を統一した。

事務組合では、普通ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理と最終処分を行っており、さらに東総地区クリーンセンター等の維持管理を行っている。

今後も現在の処理体制を継続して行っていく。

2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみを排出している事業所に対して、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、事務組合構成市内の事業所に対しては、啓発チラシ等を用いて、分別の周知徹底を図る。

事務組合構成市は、引き続き事業者に対し、減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。

3) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

事務組合では、原則として産業廃棄物は受け入れておらず、今後も基本的に受入れないこととする。

ただし、「併せ産廃」と認定できる物に関しては、事業者に対する資源化の徹底等を条件とし、受入れについて今後事務組合及び事務組合構成市で検討する。

事務組合構成区域は、太平洋に面しており海岸漂着ごみが多い。また、銚子市では利根川水系の漂着ごみも多い。これらのごみに関しては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸管理者、河川管理者及び港湾管理者等と協議の上、事務組合構成区域から日常的に排出されるごみの処理や施設の安定的な運転に支障のない範囲で、東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

また、災害ごみについても東総地区クリーンセンターでの処理を検討する。

第4節 新たなごみ減量化等の施策を実施した後のごみ量予測

第2節で目標を定め、それを達成するために第3節の基本施策を実施した場合のごみ量予測を示す。

1. ごみ排出量の予測

新たなごみ減量化等の施策によるごみ排出量の予測を表4-4-1に示す。

表4-4-1 ごみ排出量の予測

(単位：t/年)

項目	年度	実績値				予測値		増減率 (R19/R3)
		H27	H29	R1	R3	R14	R19	
人口(人)		170,468	165,607	160,790	155,422	139,594	131,787	-15.2%
生活系	可燃ごみ	31,884	29,880	30,456	31,297	25,519	23,398	-25.2%
	不燃ごみ	2,443	2,904	2,127	0	0	0	-
	粗大ごみ	1,386	1,584	1,918	1,841	1,528	1,405	-23.7%
	資源ごみ	5,892	5,493	5,464	4,937	4,028	3,697	-25.1%
	その他	64	125	1,966	196	164	152	-22.4%
	小計	41,669	39,986	41,931	38,271	31,239	28,652	-25.1%
事業系	可燃ごみ	18,527	17,247	17,149	18,111	13,652	11,761	-35.1%
	不燃ごみ	994	1,019	560	0	0	0	-
	粗大ごみ	298	411	586	548	436	386	-29.6%
	資源ごみ	272	327	302	78	60	52	-33.3%
	その他	0	16	0	2,069	1,496	1,258	-39.2%
	小計	20,091	19,020	18,597	20,806	15,644	13,457	-35.3%
集団回収		360	343	331	245	175	156	-36.3%
年間排出量		61,760	59,006	60,528	59,077	46,883	42,109	-28.7%
総排出量		62,120	59,349	60,859	59,322	47,058	42,265	-28.8%

出典(実績)：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

1) 生活系ごみ及び事業系ごみの量

図 4-4-1 は、生活系ごみと事業系ごみの予測である。表 4-4-1 より、令和 19 年度のごみ
量予測は令和 3 年度に対して生活系ごみは 25.1%の減少、事業系ごみは 35.3%の減少、ご
みの総排出量は、28.8%の減少の予測となる。

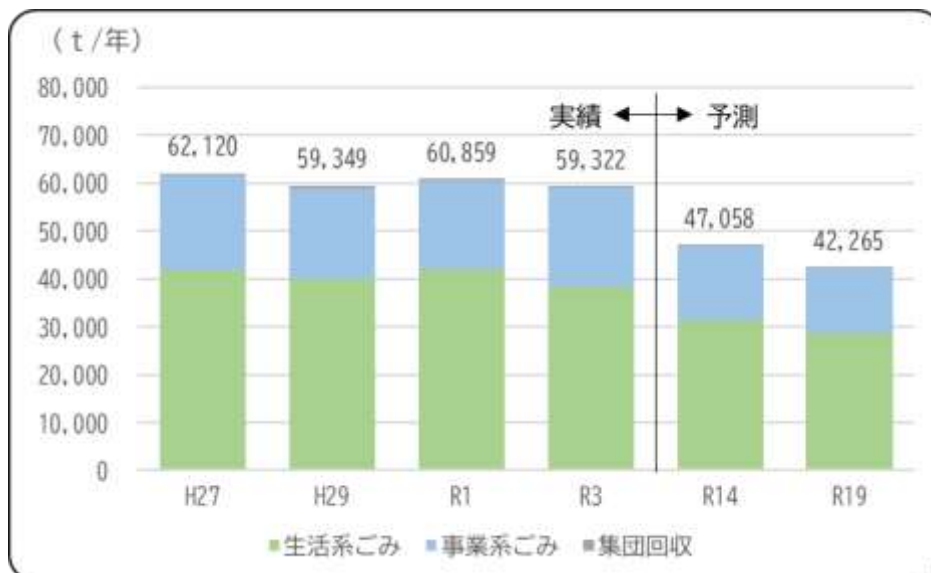


図 4-4-1 生活系ごみと事業系ごみの排出量予測

2) ごみの種類別の量

図 4-4-2 は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及びその他の予測である。令和 19
年度のごみ量予測は、令和 3 年度実績に対して可燃ごみ量は 28.8%の減少、不燃ごみ+粗
大ごみ+その他は 31.2%の減少、資源ごみは 25.2%の減少の予測となる。

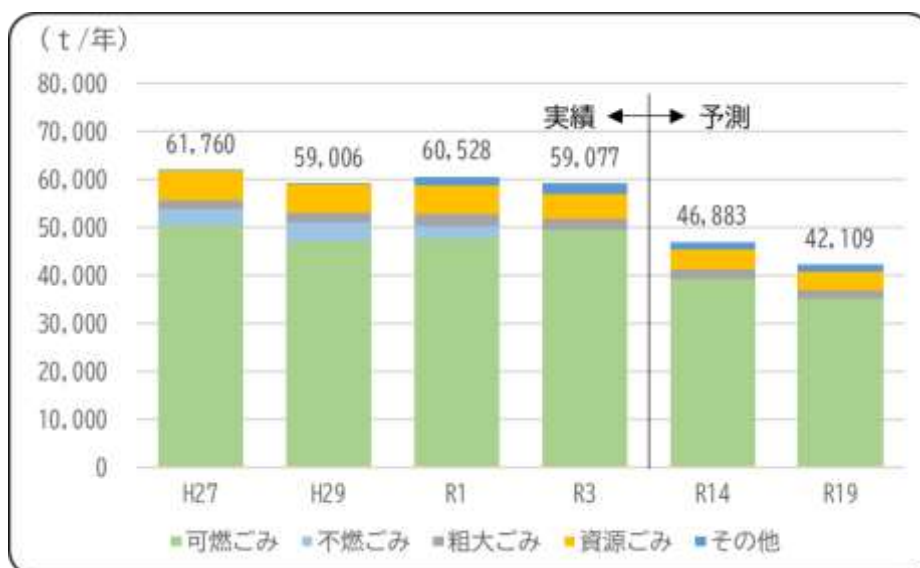


図 4-4-2 ごみの種類別排出量予測

2. ごみ原単位の予測

新たなごみ減量化等の施策を実施した場合の原単位の予測を表 4-4-2 及び図 4-4-3 に示す。この結果、令和 19 年度のごみの原単位の予測は、令和 3 年度実績に対して生活系ごみ原単位は 11.7%の減少、事業系ごみ原単位は 23.7%減少、総排出量原単位は 16.0%の減少の予測となる。

表 4-4-2 ごみの原単位の予測

(単位：g/人・日)

項目	年度	実績				予測		増減率 (R19/R3)
		H27	H29	R1	R3	R14	R19	
生活系	可燃ごみ	511.03	494.32	517.53	551.69	500.85	486.42	-11.8%
	不燃ごみ	39.16	48.04	36.15	0.00	0.00	0.00	-
	粗大ごみ	22.21	26.21	32.59	32.45	29.99	29.21	-10.0%
	資源ごみ	94.43	90.88	92.84	87.03	79.06	76.86	-11.7%
	その他	1.03	2.07	33.40	3.45	3.22	3.16	-8.4%
	小計	667.86	661.52	712.51	674.62	613.12	595.65	-11.7%
事業系	可燃ごみ	296.95	285.33	291.40	319.26	267.94	244.50	-23.4%
	不燃ごみ	15.93	16.86	9.52	0.00	0.00	0.00	-
	粗大ごみ	4.78	6.80	9.96	9.66	8.56	8.03	-16.9%
	資源ごみ	4.36	5.41	5.13	1.37	1.18	1.08	-21.2%
	その他	0.00	0.26	0.00	36.47	29.36	26.15	-28.3%
	小計	322.02	314.66	316.01	366.76	307.04	279.76	-23.7%
集団回収	5.76	5.67	5.62	4.32	3.43	3.24	-25.0%	
年間排出量	989.88	976.18	1,028.52	1,041.38	920.16	875.41	-15.9%	
総排出量	995.64	981.85	1,034.14	1,045.70	923.59	878.65	-16.0%	

※原単位(実績) = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 10⁶

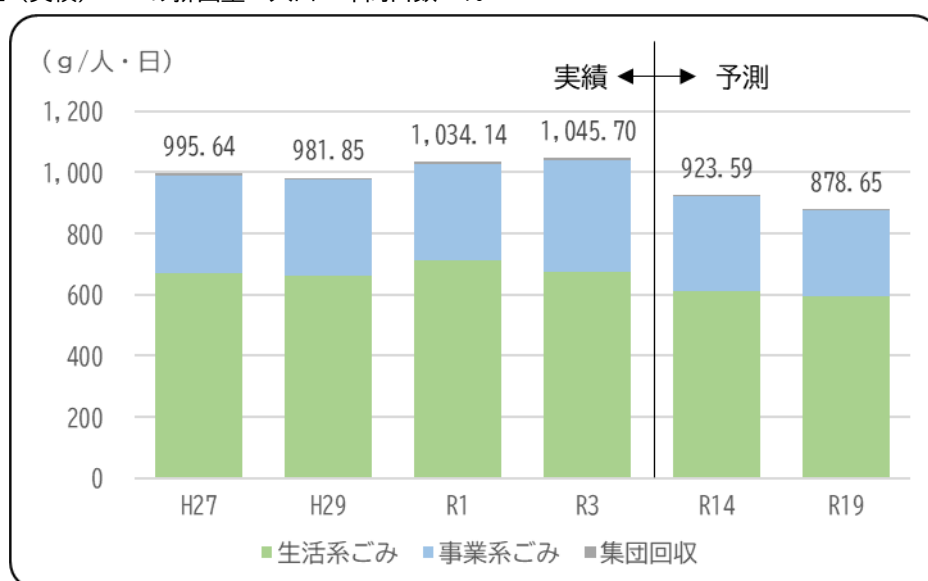


図 4-4-3 ごみの原単位の予測

第5節 新たなごみ減量化の施策を実施した後のごみ処理処分量と資源化率

新たな施策の焼却量、最終処分量の予測及び資源化量、資源化率を示す。

1. ごみ処理量・処分量及び資源化率の予測

新たなごみ減量化等の施策実施後のごみ処理・処分量及び資源化率の予測を表 4-5-1 に示す。また、焼却量、資源化量、最終処分量及び資源化率を図 4-5-1 に示す。

- ①令和 19 年度の焼却量は、令和 3 年度の 54,050 t/年から 29.0%減少し、38,360 t/年となる。
- ②令和 19 年度の資源化率は、令和 3 年度の 16.8%から 17.3%となる。
- ③令和 19 年度最終処分量は、令和 3 年度の 1,831 t/年から 1,277 t/年となる。

表 4-5-1 ごみ処理、処分の予測

(単位：t/年)

項目	年度	実績				予測		増減率 (R19/R3)
		H27	H29	R1	R3	R14	R19	
総排出量		62,120	59,349	60,859	59,322	47,058	42,265	-28.8%
焼却処理量		53,075	50,539	50,697	54,062	42,795	38,360	-29.0%
焼却以外中間処理		8,192	8,916	8,527	5,100	4,279	3,988	-21.8%
資源化量		8,577	8,001	7,563	9,988	8,047	7,300	-26.9%
直接資源化量		3,103	2,831	2,442	3,105	2,580	2,377	-23.4%
施設資源化量		5,114	4,827	4,790	6,638	5,292	4,767	-28.2%
集団回収量		360	343	331	245	175	156	-36.3%
資源化率		13.8%	13.5%	12.4%	16.8%	17.1%	17.3%	3.0%
最終処分量		5,943	5,687	5,990	1,831	1,425	1,277	-30.3%
最終処分率		9.6%	9.6%	9.8%	3.1%	3.0%	3.0%	-3.2%

出典（実績）：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



図 4-5-1 ごみ処理、処分の予測

第6節 ごみの分別区分

将来の収集における分別区分と事業系廃棄物の取り扱いについて。

1. 生活系ごみ

令和3年度から事務組合構成市ではごみの分別を統一しており、表4-6-1のとおりとなっている。今後も継続して、現在のごみの分別区分で収集を行っていくこととする。

表4-6-1 生活系ごみの分別区分

事務組合	
生ごみ、紙くず、プラスチック等	普通ごみ
プラスチック製容器包装	
白色トレイ	
ガラス類	
ビン	資源ごみ
カン	
ペットボトル	
紙製容器包装	
古紙	
飲料用パック	
布類	
衣類	
金属	
使用済み小型家電	
家具（タンス、ソファ等）等	粗大ごみ
蛍光管、乾電池等	有害ごみ

2. 事業系ごみ

事業系ごみは、許可業者による搬入及び事業者自ら持込を行うこととし、分別区分は、産業廃棄物を除き、基本的に生活系ごみと同様とする。

3. 産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

事務組合構成市の現状では、原則として産業廃棄物は受け入れていないことから、今後も産業廃棄物は受け入れないこととする。

ただし、「併せ産廃」と認定できる物に関しては、事業者に対する資源化の徹底等を条件とし、受入れについて今後事務組合及び事務組合構成市で検討する。

事務組合構成市はいずれも太平洋に面しており海岸漂着ごみが多い。また、銚子市は、利根川水系の漂着ごみも多い。これらのごみに関しては、関係機関との協議のうえ、検討する。

第7節 ごみ処理計画

(ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項)

収集運搬、中間処理及び最終処分計画の概要を示す。

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する目標

- ・ 3Rの推進を図るために分別区分の見直しの検討をする。
- ・ 人口の増減や高齢化等に伴い、必要に応じた収集・運搬体制の見直しの検討をする。

2) 収集区域

収集区域は、事務組合構成区域全域とする。

3) 収集・運搬の体制・主体

収集・運搬の体制・主体は、現在の体制を継続して行っていくものとする。

4) 収集・運搬計画

① ごみ集積所の運営・管理

ごみ集積所は、町内会等の協力により清潔・安全に管理されているが、カラス等が原因で食品ごみ等が散乱している場合があるため、ごみを出す時間を徹底すること等を周知する。

② 収集運搬車両の最適化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

③ 適正処理困難物等

事務組合が収集・処理を行わないものは、第3章第4節1-3)のとおりであるが、これらの品目及び「在宅医療廃棄物」に関しては、原則として医療機関、販売店、専門業者等での引き取りを引き続き指導していく。

④ 中継施設整備

事務組合構成市では、収集・運搬の効率化を目的とし、旭市、匝瑳市において表4-7-1のとおり中継施設の整備を進めていくこととする。

表 4-7-1 中継施設の計画概要

中継施設	工期
旭市	令和9年度～令和12年度
匝瑳市	令和5年度～令和8年度

2. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの種類ごとに安全かつ衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化、資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

また CO₂ の発生をできるだけ抑え、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うとともに、発電等により熱エネルギーの有効利用を図ることを目標とする。

- ・安全かつ衛生的な中間処理を行う。
- ・焼却により発生するエネルギーの有効利用を行う。
- ・効果的な資源化を行い、最終処分量の軽減に努める。
- ・周辺環境の保全に十分に配慮する。

2) 中間処理体制及び中間処理方法

中間処理体制及び中間処理方法は、現在の体制を継続して行っていくものとする。

3. 最終処分量計画

1) 最終処分に関する目標

- ・東総地区最終処分場の適正管理により、埋立廃棄物の安定化・無害化を図る。
- ・ごみの排出抑制、資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図り、東総地区最終処分場の延命化に努める。

2) 最終処分計画

令和 3 年度から、東総地区最終処分場での埋立を開始しており、今後も継続して行っていくものとする。灰等の飛散を防止し、浸出水量をできるだけ少なくする等、安全性に十分注意し、管理・運営していくものとする。

第8節 計画のフォローアップと事後評価

本計画の事後評価に関すること。

1. 概要

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施する。

2. 実施手順と実施時期

事務組合にて評価を行い、事務組合構成市に報告を行うものとする。

事後評価の実施時期は、事後評価の対象となる年度の翌年度に行うものとする。

3. 実施方法

本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標等によって測定し、施策に係る現状や課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

4. 事後評価の視点

当該施策の目標の達成状況を把握し、必要性、効率性や有効性の観点のほか、その他必要な観点から評価を行うとともに、今後の取り組むべき課題を明確にすることとする。

資料編

